

平成24年第1回御代田町議会定例会 議事日程（第1号）

平成24年3月2日開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集あいさつ
議案上程
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分事項の報告について（平成22年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業塩野地区世代間交流施設建設工事変更契約について）
- 日程第 6 議案第 4号 専決処分事項の報告について（平成23年度御代田町一般会計補正予算第7号）
- 日程第 7 議案第 5号 御代田町消防団第1分団詰所の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 6号 一里塚地区世代間交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 7号 広戸地区世代間交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第 8号 塩野地区世代間交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第 9号 向原地区世代間交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第13 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第14 議案第12号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について
- 日程第15 議案第13号 御代田町都市計画基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について
- 日程第16 議案第14号 総合文化会館建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について

- 日程第 17 議案第 15 号 御代田中学校建替基金に関する条例を廃止する条例案について
- 日程第 18 議案第 16 号 御代田町教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について
- 日程第 19 議案第 17 号 御代田町役場庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について
- 日程第 20 議案第 18 号 御代田町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 21 議案第 19 号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 22 議案第 20 号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 23 議案第 21 号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 24 議案第 22 号 御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 25 議案第 23 号 平成 24 年度御代田町一般会計予算案について
- 日程第 26 議案第 24 号 平成 24 年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について
- 日程第 27 議案第 25 号 平成 24 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について
- 日程第 28 議案第 26 号 平成 24 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について
- 日程第 29 議案第 27 号 平成 24 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について
- 日程第 30 議案第 28 号 平成 24 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について
- 日程第 31 議案第 29 号 平成 24 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について
- 日程第 32 議案第 30 号 平成 24 年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案について
- 日程第 33 議案第 31 号 平成 24 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案について
- 日程第 34 議案第 32 号 平成 24 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について

て

- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 平成 2 4 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 平成 2 4 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 平成 2 3 年度御代田町一般会計補正予算案（第 8 号）について
- 日程第 3 8 議案第 3 6 号 平成 2 3 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 3 9 議案第 3 7 号 平成 2 3 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 4 0 議案第 3 8 号 平成 2 3 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 4 1 議案第 3 9 号 平成 2 3 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 4 2 議案第 4 0 号 平成 2 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 4 3 平成 2 4 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告について
- 日程第 4 4 平成 2 3 年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第 1 回補正予算の報告について
- 日程第 4 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 6 請願第 6 号 消費税増税に反対する請願
(継続審査)
- 日程第 4 7 請願第 8 号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願
- 日程第 4 8 請願第 9 号 30 人規模学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願
- 日程第 4 9 請願第 10 号 長野県独自の 30 人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願

日程第 5 0 陳情第 1 1 号 国土交通省告示第 1 5 号の履行に関する陳情

日程第 5 1 陳情第 1 2 号 最低制限価格の設定に関する陳情

日程第 5 2 陳情第 1 3 号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求
める陳情

平成 2 4 年 第 1 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 4 年 3 月 2 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 4 年 3 月 2 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 4 年 3 月 1 2 日	午後 0 0 時 0 6 分

第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 4 年 3 月 2 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 4 年 3 月 2 日	午後 3 時 4 3 分

出席及び欠席議員の氏名、席次

議 席	氏 名	出欠席	議 席	氏 名	出欠席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	欠 席
3	仁 科 英 一	出 席	1 0	市 村 千 恵 子	出 席
4	茂 木 勲	出 席	1 1	柳 澤 治	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	1 3	笹 沢 武	出 席
6	東 口 重 信	出 席	1 4	内 堀 恵 人	出 席
7	古 越 日 里	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	7 番 古 越 日 里
	8 番 古 越 弘

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	内 堀 豊 彦
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	重 田 重 嘉
総 務 課 長	荻 原 眞 一	企 画 財 政 課 長	土 屋 和 明
税 務 課 長	山 本 邦 重	教 育 次 長	荻 原 正
町 民 課 長	尾 台 清 注	保 健 福 祉 課 長	小 山 岳 夫
産 業 経 済 課 長	清 水 成 信	建 設 課 長	荻 原 浩
消 防 課 長	重 田 勝 彦		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 1 回定例会会議録

平成 24 年 3 月 2 日（金）

開 会 午前 10 時 00 分

―― 日程第 1 開会宣言 ―――

○議長（内堀恵人君） あらためまして、おはようございます。

これより、平成 24 年第 1 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

武井 武議員、所用のため、欠席する旨の届出がありました。

理事者側では、全員の出席であります。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―― 諸般の報告 ―――

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

荻原謙一議会事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） 書類番号 1 をご覧いただきたいと思えます。

諸般の報告

平成 24 年 3 月 2 日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 37 件、報告 3 件、諮問 1 件が提出されています。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に別紙配布した請願、陳情文書表のとおり、請願 3 件、陳情 3 件が提出され、受理しました。

4. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

5. 本定例会における一般質問通告者は、古越日里議員他 8 名であります。

6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますの

で、後ほどご覧をいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略させていただきます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

――― 日程第 2 会期決定 ―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

市村千恵子議会運営委員長。

（議会運営委員長 市村千恵子君 登壇）

○議会運営委員長（市村千恵子君） おはようございます。

それでは報告いたします。

去る 2 月 2 4 日、午前 1 0 時 5 0 分より、議会運営委員会を開催し、平成 2 4 年第 1 回御代田町議会定例会に提出予定の議案、請願、陳情、一般質問等について、審議日程等を検討いたしましたので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、専決 2 件、事件案 5 件、条例案 1 3 件、予算案 1 8 件、報告 2 件、諮問 1 件、計 4 1 件であります。1 2 月定例会以後提出された請願は 3 件、陳情は 3 件で、受理と決定いたしました。

会期は本日より 3 月 1 2 日までの 1 1 日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

2 6 ページをお開きください。

平成 2 4 年第 1 回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第 1 日目	3 月 2 日	金曜日	午前 1 0 時	開会
				諸般の報告
				会期の決定
				会議録署名議員の指名
				町長招集のあいさつ
				議案上程

					議案に対する質疑
					議案の委員会付託
第 2 日目	3 月 3 日	土曜日			議案調査
第 3 日目	3 月 4 日	日曜日			議案調査
第 4 日目	3 月 5 日	月曜日	午前 1 0 時		一般質問
第 5 日目	3 月 6 日	火曜日	午前 1 0 時		一般質問
第 6 日目	3 月 7 日	水曜日	午前 1 0 時		常任委員会
第 7 日目	3 月 8 日	木曜日	午前 1 0 時		常任委員会
第 8 日目	3 月 9 日	金曜日	午後 1 時 3 0 分		全員協議会
第 9 日目	3 月 1 0 日	土曜日			休会
第 1 0 日目	3 月 1 1 日	日曜日			休会
第 1 1 日目	3 月 1 2 日	月曜日	午前 1 0 時		委員長報告
					質疑・討論・採決
					閉会

続きまして 27 ページをお開きください。

各常任委員会開催日程について報告いたします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

3 月 7 日 水曜日 午前 1 0 時 大会議室

3 月 8 日 木曜日 午前 1 0 時 大会議室

町民建設経済常任委員会

3 月 7 日 水曜日 午前 1 0 時 議場

3 月 8 日 木曜日 午前 1 0 時 議場

続きまして全員協議会開催日程について報告いたします。

全員協議会開催日程

3 月 9 日 金曜日 午後 1 時 3 0 分 大会議室

報告は以上です。

○議長（内堀恵人君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 3 月 1 2 日までの 1 1 日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より3月12日までの11日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長(内堀恵人君) 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

7番 古越日里議員

8番 古越 弘議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長(内堀恵人君) 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) 議員の皆さまには、時節柄大変お忙しい中にもかかわらず、平成24年第1回御代田町議会定例会にご参集をいただき、議会が開会できますことに、厚く感謝を申し上げます。

2009年の総選挙で、政治を変えてほしいという国民の願いが、政権交代を実現させました。ところが、2年半という短時日のうちに、野田首相が3人目の首相となりました。今の政権が掲げている社会保障と税の一体改革の名の下で、2015年までに消費税を10%に増税する方針を決めました。また、米軍普天間基地の移設問題、日本の食料や農業に関するTPP環太平洋連携協定への参加表明などに加えて、長引く景気の低迷と不安定な雇用状況などによって、国民の中には将来に希望が見えない日本の現状に対する不安や不満が広がっています。

大震災から1年が経過し、被災地では復興への懸命な努力が続けられていますが、今なお、33万人を超える方々が仮設住宅などで厳しい避難生活を強いられています。また、原発事故により、放射性物質で汚染された瓦礫や土壌の処理、農産物の安全性や風評被害、子育て中の世代にとっては、子どもの安全に心を痛めています。

今、政治が果たすべき役割は何か日々問われていますが、残念なことに国政の混乱から脱却できない状況が続いています。こうした先行きの不透明な中であっても、私たち地方行政は、まさに住民の皆さまの日々の生活の現場で、直接対応するという極めて重要な役割を担っています。新年度予算の編成にあたっては、地域住民の皆さまが置かれている社会の現状と、地方自治体としての役割の自覚の上に立って、長期振興計画、自律協働のまちづくり推進計画を基本に、健全財政を堅持しながら、事業効果などを十分検討する中で、編成を行ったところであります。

本定例会に提案させていただいております案件は、専決処分事項2件、事件案5件、条例案13件、平成24年度当初予算案12件と、平成23年度補正予算案6件の予算案18件、報告事項2件、諮問1件の、計41件です。

提案させていただきます議案の概要を申し上げます。

まず、専決処分事項であります。1件目は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項で、議会議決を得た建設工事請負契約の変更請負契約について、専決処分いたしましたので、報告させていただくものです。

2件目の平成23年度御代田町一般会計補正予算（第7号）につきましては、1月17日の議会全員協議会で説明申し上げましたとおり、児玉区での地域介護福祉空間整備等推進交付金事業の内示によりまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、報告申し上げ、承認をお願いするものです。

事件案につきましては、平成23年度内に御代田町消防団第1分団詰所が完成するほか、一里塚区を始め広戸、塩野、向原区の世代間交流施設建設工事が完了することから、これら5施設の指定管理者の指定について、議会の議決をお願いするものです。

条例案につきましては、育児休業法の改正により、一部の非常勤職員が育児休業を取得することができるようになったことに伴う、職員の育児休業等に関する条例の一部改正、労働基準法の規定に基づき、勤務1時間当たりの給与額を改正するための一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う、御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正、それぞれ制定目的を達成した御代田町都市計画基金の設置、管理及び処分に関する条例、総合文化会館建設基金の設置、管理及び処分に関する条例、及び、

御代田中学校建替え基金に関する条例を廃止する条例、教育施設整備事業及び役場庁舎整備事業の財源に充当するための御代田町教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例、及び、御代田町役場庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例、地方自治法との整合を図るための御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正、経済社会の構造の変化に対処した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律等の改正に伴う、御代田町町税条例の一部改正、介護保険事業計画の見直しによる御代田町介護保険条例の一部改正、塩野区及び向原区の世代間交流施設の建設に伴う、御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部改正、中学校建替えに伴う御代田町立学校体育施設使用料条例の一部改正をお願いするものです。

次に平成24年度当初予算案ですが、一般会計の予算額は、57億2,331万円で、前年度に比べて7億3,283万円、11.4%の減少となっています。

歳入では、評価替えによる固定資産税の減額はあるものの、若干の持ち直し傾向にある町民税やたばこ税の増額により、町税全体で6,254万円の増額を見込んでいます。また、地方交付税は、昨年度と同額を見込み、まちづくり交付金事業費の減額に伴い、国庫支出金及び町債がそれぞれ2億4,435万円と、3億1,110万円の大幅な減額となっています。

歳出では、平成21年度から実施しています、まちづくり交付金事業9億6,441万円をお願いしました。昨年比べ5億3,700万円の減額となっていますが、これは中学校の旧校舎解体やグラウンド整備及び4月から運用開始予定の緊急告知システムの整備が完了したことによるものです。平成23年度に引き続き、真楽寺西側の浅間しゃくなげ公園の整備や、下藤塚地区の水路改修、消防団の清万一里塚区、栄町区、草越区、広戸向原区の4カ所の詰所建設、郵便局南側のしなの鉄道を横断する栄橋架け替え整備を中心とする道路改良事業を予定しています。

本年度実施して好評をいただきました住宅リフォーム補助金に1,000万円を計上し、対象工事額を20万円に引き下げて、耐震工事にも対応可能とするなど、利用しやすく改善しました。

このほか、県の東日本大震災農業生産対策交付金を財源に、豊昇宮平地区に設置を進める、鳥獣被害防止柵設置工事631万円や、佐久地域全体で財政支援する、

佐久総合病院・佐久医療センター整備負担金4,446万円などをお願いしています。

また、特別会計につきましては、11特別会計で総額34億9,113万円を計上し、前年に比べ1億577万円、3.1%の増加となっています。増額の主な要因は、保険給付費の伸びを見込んでいる国民健康保険事業勘定特別会計や、まちづくり交付金事業の補償工事として公共下水道管路施設工事を実施する公共下水道特別会計の増額によるものです。

続きまして、平成23年度一般会計補正予算（第8号）の概要ですが、総額に、歳入、歳出、それぞれ5億9,290万円を増額し、合計77億2,857万円とするものです。

歳入につきましては、町民税、町たばこ税や、再配分のありましたまちづくり交付金などの国庫補助金の増額、まちづくり交付金事業債の減額などの歳入見込みや確定によります補正のほか、基金繰入金では、初期の目的が達成された総合文化会館建設基金、中学校建替え基金を廃止し、5億5,338万円の繰入を計上しました。また、交付税措置率が70%と、非常に有利な起債事業として実施する避難道路整備事業、役場等の災害用物資等保管庫に充てるため、緊急防災減災事業債1億4,520万円をお願いしています。

このほか、歳出の主な内容は、まちづくり交付金事業で行った道路改良工事や中学校建設事業の減額のほか、近い将来整備が必要となっています役場庁舎整備や小学校の大規模改修などの教育施設整備に対応するため、新規基金への積立金と財政調整基金への積立金を合わせて9億9,950万円余をお願いしました。

また、特別会計の補正予算につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計など5会計において9,351万円の減額補正を計上いたしました。

報告事項につきましては、平成24年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告と、平成23年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算の報告です。

諮問につきましては、本年6月30日をもって人権擁護委員4名のうち1名の方の任期が満了するため、次期委員の推薦にあたりまして意見を求めるものです。

以上、概要を申し上げますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議をいただき、原案どおりのご採択をいただきます

ようお願いを申し上げます、第1回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） これより、議案を上程いたします。

―――日程第5 報告第1号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第5 報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） おはようございます。

それでは議案書の4ページをお願いいたします。

報告第1号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

5ページをお願いいたします。

専第 1号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第3項の規定により議会の議決を経た平成22年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業塩野地区世代間交流施設建設工事の変更請負契約について、次のとおり専決処分する。

平成24年1月19日 専決

御代田町長 茂 木 祐 司

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 平成22年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業
塩野地区世代間交流施設建設工事 |
| 2 変更契約額 | 198万4,500円の増額 |
| 3 変更工期 | 平成23年8月25日 着工
平成24年3月26日 竣工 |
| 4 契約の相手方 | 御代田町大字御代田2664番地14
山口工業株式会社 |

代表取締役 山 口 裕 之

この変更につきましては、この工事、ご承知のとおり、平成22年度からの繰越を実施している工事でございます。本年3月末までには完了できない場合は国庫への返還が生じてまいります。外壁について、当初はモルタル塗りを予定してございましたけれども、この冬の寒波により、養生に非常に手間がかかる、日数を要するというようなことが憂慮されまして、これをメタルサイディングに変更いたしました。

それから、実際に工事に入って、L型擁壁を再利用する予定でございましたが、掘り起こして検査した結果、欠陥があり、再利用が不可能となったということで、新規に設置をする必要が生じた。

それから、駐車場につきましては、浸透性のアスファルト舗装という計画でございましたけれども、敷地が広いために、ゲリラ豪雨等の対策のために敷地内に浸透枳を2カ所設けるという変更でございます。また、工期につきましても、アスファルトのプラントが12月から閉鎖になってございまして、プラントが再開いたします3月以降まで工期を延長したというものでございます。

以上、報告いたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号、専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第6 議案第4号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第6 議案第4号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは議案書の6ページをお願いいたします。

議案第4号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専第2号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分する。

平成24年2月15日 専決

御代田町長 茂木 祐司

専決処分をさせていただきましたのは、平成23年度御代田町一般会計補正予算(第7号)についてでございます。

内容についてご説明申し上げますので、予算書の1ページをお開きください。

平成23年度御代田町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ71億3,566万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

国庫支出金、項2、国庫補助金といたしまして、新たに300万円を補正するものでございまして、町長のあいさつにもございましたけれども、児玉地区の地域介護・福祉空間整備等推進交付金が確定してまいりました。これを補正予算、補正計上するものでございます。これを加えまして、歳入合計が71億3,566万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款3、民生費。項1、社会福祉費。既定額に315万5,000円の増額をお願いするものでございまして、この内容といたしましては、児玉区の公民館の床の張り替え工事130万円、消耗品、備品等でございます。

14、予備費。項1、予備費。こちらから既定額から15万5,000円を減額するものであります。

歳出合計といたしましては、300万円を増額いたしまして、71億3,566万5,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ただちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第4号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

――日程第7 議案第5号 御代田町消防団第1分団詰所の指定管理者の

指定について――

○議長（内堀恵人君） 日程第7 議案第5号 御代田町消防団第1分団詰所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

重田勝彦消防課長。

（消防課長 重田勝彦君 登壇）

○消防課長（重田勝彦君） それでは、議案書8ページをお願いいたします。

議案第5号 御代田町消防団第1分団詰所の指定管理者の指定について

下記の者を御代田町消防団第1分団詰所の指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、

議会の議決を求めるものでございます。

記

施設の名称 御代田町消防団第1分団詰所

施設の所在 御代田町大字塩野884番地1

指定管理者 御代田町塩野区

指定の期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

平成24年 3月2日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

御代田町第1分団の詰所でございますが、一応2月22日に完成しました。それから、それに伴いまして、指定管理を塩野区にお願いをするものでございます。

塩野区にお願いする理由としましては、性質上、塩野区に管理を委ねることが妥当であることから、指定管理手続条例第5条の規定によりまして、塩野区を選定しまして、塩野区に詰所の指定管理を指定したいというものでございます。

説明は以上ですが、よろしくお認めいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第5号 御代田町消防団第1分団詰所の指定管理者の指定について

は、原案のとおり決しました。

――日程第 8 議案第 6 号 一里塚地区世代間交流センターの指定管理者の

指定について――

○議長（内堀恵人君） 日程第 8 議案第 6 号 一里塚地区世代間交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは、議案書 9 ページをお願いいたします。

議案第 6 号 一里塚地区世代間交流センターの指定管理者の指定について、ご説明いたします。

下記の者を一里塚地区世代間交流センターの指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称 一里塚地区世代間交流センター

施設の所在 御代田町大字馬瀬口 1 5 0 7 番地 1 4 5

指定管理者 御代田町一里塚区

指定の期間 平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

5 年間でございます。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第6号 一里塚地区世代間交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第9 議案第7号 広戸地区世代間交流センターの指定管理者の

指定について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第9 議案第7号 広戸地区世代間交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

○保健福祉課長(小山岳夫君) それでは議案書の10ページをお願いいたします。

議案第7号 広戸地区世代間交流センターの指定管理者の指定について、ご説明いたします。

下記の者を広戸地区世代間交流センターの指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称 広戸地区世代間交流センター

施設の所在 御代田町大字広戸559番地1

指定管理者 御代田町広戸区

指定の期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

5年間でございます。

よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(内堀恵人君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第7号 広戸地区世代間交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

――― 日程第10 議案第8号 塩野地区世代間交流センターの指定管理者の

指定について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第10 議案第8号 塩野地区世代間交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

○保健福祉課長(小山岳夫君) それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

議案第8号 塩野地区世代間交流センターの指定管理者の指定について、ご説明いたします。

下記の者を塩野地区世代間交流センターの指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

施設の名称 塩野地区世代間交流センター

施設の所在 御代田町大字塩野1323番地1

指定管理者 御代田町塩野区

指定の期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

5年間でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第8号 塩野地区世代間交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第11 議案第9号 向原地区世代間交流センターの指定管理者の

指定について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第11 議案第9号 向原地区世代間交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは議案書の12ページ、お願いいたします。

議案第 9 号 向原地区世代間交流センターの指定管理者の指定について、ご説明いたします。

下記の者を向原地区世代間交流センターの指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称 向原地区世代間交流センター

施設の所在 御代田町大字草越 1 1 7 3 番地 3 9 6

指定管理者 御代田町向原区

指定の期間 平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで
5 年間でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 9 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 9 号 向原地区世代間交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―― 日程第 1 2 議案第 1 0 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を

○議長（内堀恵人君） 日程第12 議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原眞一総務課長。

（総務課長 荻原眞一君 登壇）

○総務課長（荻原眞一君） それでは、議案書の13ページをご覧ください。

議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するということであります。

本文の方は14ページからになりますけれども、今回の一部改正につきましては、育児休業法の改正により、一部の非常勤職員についても育児休業を取得できるようになったことに伴いまして、非常勤職員のうち育児休業をすることができない職員を条例で定める必要があるために、改正するものであります。

なお、対象となる非常勤職員は、1年以上雇用され、1週間の勤務日が3日以上、もしくは1年間の対象日数が121日以上非常勤職員となります。また、これ以外の非常勤職員が育児休業を取得することはできないということであります。

改正条例の方ですが、まず第2条第2号の次に、次の1項を加えるということで、3号を加えております。3号では、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員と、大変わかりにくい表現になっておりますが、要するに、ここに定めている人は取得できるのであって、ここに定めていなければ取得できないということになります。

（ア）としては、次のいずれにも該当する非常勤職員ということで、先ほど申し上げたとおり、在職した期間が1年以上である者、（イ）といたしましては、子の1歳到達日を超えてその特定職に引き続き在職することが見込める非常勤職員。（ウ）としては、勤務日の日数を考慮して、規則で町長が定めるということで、先ほどこれも冒頭申し上げたとおり、1週間の勤務日が3日以上非常勤職員又は1年間の勤務日が121日以上非常勤職員ということになります。

イでは、1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育するため、次のいずれにも該当する非常勤職員が1歳到達日の翌日から育児休業をしようとする者というこ

とで、定めてあるものであります。

ウでは、任期の末日までに育児休業をしている非常勤職員で任期の更新又は採用に伴い、引き続き育児休業をしようとする者を定めております。

条例の第2条の2の方では、非常勤職員が育児休業をすることができる期間について定めております。

また条例第3条では、再度の育児休業を取得することのできる特別の事情について定めてあるものであります。

条例、ページといたしましては16ページの方になりますけれども、条例7条では、部分休業をすることができない職員について定めております。

それと、条例8条では、部分休業の承認について定めたものであります。

それと附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するという内容であります。

また後ほど、新旧対照表の方で内容については細かい内容をご覧いただければと思います。

ご審議のほど、原案どおりお認めいただくよう、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第13 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第13 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原眞一総務課長。

（総務課長 荻原眞一君 登壇）

○総務課長（荻原真一君） それでは議案書の21ページをお願いいたします。

議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するというものであります。

改正の内容であります。第38条第1項中「乗じたもの」の次に「(第21条、第22条及び第23条に規定する手当にあっては、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町長が定める期間を減じたもの)」を加えるということでありませう。

今回のこの一部改正につきましては、当町ではこれまで勤務1時間当たりの給与額について、国家公務員と同じ基準により算出していましたが、次に申し上げる理由によりまして、改正するものであります。

一般職の地方公務員には、労働基準法が原則として適用されますが、他の法律の適用除外等を定めた地方公務員法第58条第3項において、労働基準法における適用除外される条文を列挙しています。これら適用除外される条文には、超過勤務手当に関することを定めた労働基準法第37条の規定が含まれていないため、一般職の地方公務員の超過勤務手当に関する事項は労働基準法の規定が適用されることとなります。

なお、一般職の国家公務員には、労働基準法の適用が原則として排除されています。これは、国家公務員法附則第16条において、労働組合法、労働関係調整法、労働基準法並びにこれらの法律に基づいて発せられる命令は、一般職に属する職員にはこれを適用しないと規定されているためであります。

以上のことから、地方公務員には労働基準法第37条が適用されるため、勤務1時間当たりの支給額を労働基準法で規定する算出方法に改めるものであります。

具体的には、現在は国家公務員と同じ方法ということで、1時間当たりの単価につきましては、給料月額×12カ月を1週間当たりの勤務時間38.75時間に年間52週間を掛けたもので、除したもので算出しておりますが、今回の改正によりまして、その分母の部分が1週間当たりの勤務時間38.75時間×52週間から年間の所定休日時間、この年間の所定休日というのは、土日以外の祝日、年末年始

休業等これらの時間を差し引いたもので除したものであるということになります。この改正によりまして、1時間当たりの単価が給料月額によりまして、現在よりおおむね60円から120円程度の増額となるものであります。

附則としてこの条例は平成24年4月1日から施行する。来年度から適用していくということでありまして。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。説明は以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第14 議案第12号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第14 議案第12号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

重田勝彦消防課長。

（消防課長 重田勝彦君 登壇）

○消防課長（重田勝彦君） それでは、議案書24ページをお願いいたします。

議案第12号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

次のページをお願いいたします。

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

今回の条例の改正は、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害者保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等々の地域生活を支援するため

の関係法律の整備に関する法律の一部が平成24年4月1日から施行されることに伴うものでございます。

改正内容につきましては、障害児支援の強化のため、これまで障害種別ごとに分かれていた施設体系について、通所、入所の利用形態ごとに一元化することになり、それに伴い、障害者自立支援法第5条第8項、児童デイサービスが削除されることを受け、当該条例を引用しております条項の項のずれが生じました。このため、御代田町消防団員等公務災害補償条例の第9条の2第1項第2号中の第5条第13項を、第5条第12項に改めるものです。

附則 この条例は平成24年4月1日より施行する。

次のページの方に新旧対照表に、変更になった部分についてアンダーラインが引かれておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明は以上です。よろしくご審議のうえ、お認めいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第15 議案第13号 御代田町都市計画基金の設置、管理及び

処分に関する条例を廃止する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第15 議案第13号 御代田町都市計画基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の27ページをお願いいたします。

議案第13号 御代田町都市計画基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について、ご説明をいたします。

これにつきましては、必要のなくなった基金条例を廃止するものでございます。
28ページをお願いいたします。

御代田町都市計画基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案

御代田町都市計画基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和55年御代田町
条例第21号）は、廃止する。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。ご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第16 議案第14号 総合文化会館建設基金の設置、管理及び
処分に関する条例を廃止する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第16 議案第14号 総合文化会館建設基金の設置、管理
及び処分に関する条例を廃止する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の29ページをお願いいたします。

議案第14号 総合文化会館建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止
する条例案についてであります。これも既に目的を達しました基金の廃止でござ
います。

30ページをお願いいたします。

総合文化会館建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案

総合文化会館建設基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和63年御代田町
条例第13号）は、廃止する。

附則 この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。ご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第17 議案第15号 御代田中学校建替基金に関する条例を

廃止する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第17 議案第15号 御代田中学校建替基金に関する条例

を廃止する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の31ページをお願いいたします。

議案第15号 御代田中学校建替基金に関する条例を廃止する条例案について
でございますが、こちらも同様に目的を達した基金の廃止でございます。

32ページをお願いいたします。

御代田中学校建替基金に関する条例を廃止する条例（案）

御代田中学校建替基金に関する条例（平成11年御代田町条例第13号）は、廃
止する。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。ご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第18 議案第16号 御代田町教育施設整備基金の設置、管理及び
処分に関する条例を制定する条例案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第18 議案第16号 御代田町教育施設整備基金の設置、
管理及び処分に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の33ページをお願いいたします。

議案第16号 御代田町教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を
制定する条例案についてでございますけれども、こちらにつきましては、南・北小
学校の大規模改修やその他教育施設の整備に備え、基金を設置しようとするもので
ございます。

34ページをお開きください。

御代田町教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（案）

（設置の目的）

第1条 教育施設整備事業の財源に充てるため、教育施設整備基金（以下「基金」
という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法
により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えること
ができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この
基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、教育施設の整備を図る事業の財源に充てる場合に、予算の定め

るところによりその全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は、町長が別に定める。

附則 この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。ご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長(内堀恵人君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時59分)

(休憩)

(午前11時12分)

○議長(内堀恵人君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第19 議案第号 御代田町役場庁舎整備基金の設置、管理及び
処分に関する条例を制定する条例案について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第19 議案第17号 御代田町役場庁舎整備基金の設置、
管理及び処分に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) 議案書の35ページをお願いいたします。

議案第17号 御代田町役場庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を

制定する条例案についてでございます。

現役場庁舎は、耐震診断の結果、耐震補強が必要であるとされております。近々に増改築ないしは建替えの必要性に迫られております。これに備えて基金を設置をしようとするものでございます。

36ページをお開きください。

御代田町役場庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（案）

（設置の目的）

第1条 役場庁舎整備事業の財源に充てるため、役場庁舎整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第3条 基金に関する現金は、金融機関への預金その他最も確実、かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、役場庁舎の整備を図る事業の財源に充てる場合に、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は、町長が別に定める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。ご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第20 議案第18号 御代田町公の施設の指定管理者の

指定手続等に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第20 議案第18号 御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の37ページをお願いいたします。

議案第18号 御代田町公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

今回の改正につきましては、指定管理者が公共団体や公的団体だった場合、毎年度終了後の事業報告書提出を免除する内容でございましたが、自治法上級法令との整合上、この部分を削除するものでございます。

33ページをお願いいたします。

御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

（案）

御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を、次のように改正する。

第7条中「但し指定管理者が公共団体又は公共的団体であり、町長が認めた場合この限りでない。」を削る。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表につきましては、次の39ページにございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。ご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 2 1 議案第 1 9 号 御代田町町税条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 2 1 議案第 1 9 号 御代田町町税条例の一部を改正する
条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本邦重税務課長。

（税務課長 山本邦重君 登壇）

○税務課長（山本邦重君） それでは、議案書 4 0 ページをお願いいたします。

議案第 1 9 号についてご説明させていただきます。

議案第 1 9 号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について

御代田町町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成 2 4 年 3 月 2 日 提出

御代田町長

次の 4 1 ページをお願いいたします。

御代田町町税条例の一部を改正する条例（案）

この改正につきましては、社会経済の構造の変化に対処した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布、施行されたことを受け、地方税法の一部を改正する法律が平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日に公布、施行されました。それに伴い、町税条例も一部を改正して、適切に運用するものであります。

改正概要は、経済社会の構造の変化に対処した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の改正に伴い、法人税の税率の引き下げ、課税ベースの拡大等により、法人実効税率が引き下げられます。法人町民税への影響調整のため、都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲されます。また、個人町民税の退職所得の税額控除10%であります、それを廃止します。そして、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が、やはり平成23年12月2日に施行され、東日本大震災の復興財源、防災政策に充てる臨時増税として10年間、個人の住民税均等割を1,000円加算する改正であります。

本文に戻りまして、御代田町町税条例の一部を、次のように改正する。

1行目の第95条であります、町たばこ税の旧3級品以外の製造たばこの税率の引き上げで、1,000本につき「4,618円」を644円引き上げ、「5,262円」と改正するものであります。

3行目になりますが、附則第9条の削除であります。これは退職所得の分離課税に係る所得割の税額から10分の1を控除する特例適用を廃止し、本則課税10%とする改正であります。

続いて4行目になりますが、附則第16条の2、2項第1項の関係であります、これは旧3級品の製造たばこの税率の引き上げて、1,000本につき「2,190円」を305円引き上げ、「2,495円」と改正するものであります。

5行目になりますが、附則第22条第1項から第5項までについては、東日本大震災に係る雑損控除等の特例で、法改正に伴う項の改正と、字句の改正であります。

ずっと下がって今度17行目になりますが、附則第24条から第31条を、1条ずつ繰り下げ、新たに附則第24条を設け、特例として個人の町民税の均等割の税率を、平成26年度から平成35年度までの10年間、500円を加算し、現行税率の3,000円から3,500円に改正するものであります。

なお、県民税については、県の県税条例の一部改正により、均等割にやはり500円を加算が、今県議会に提案されているところであります。

個人住民税の均等割は、町民税と県民税合わせ年額で5,500円、現行4,500

円から、5,500円になります。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則9条の改正規定及び2条の規定については、平成25年1月1日から。

2 第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の改正規定については、平成25年4月1日。

(町民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等に係る、この条例による改正前の町税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

なお、議案書43ページから46ページについては、新旧対照表の条文が入っております。改正部分にはアンダーラインが引いてありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上のとおり、町税条例の一部改正案につきまして提案理由を申し上げます。ご審議のうえ、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第22 議案第20号 御代田町介護保険条例の一部を改正する

条例案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第22 議案第20号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは議案書47ページをお願いいたします。

議案第20号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

御代田町介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

48ページをご覧ください。

条例案でございます。御代田町介護保険条例の一部を、次のように改正する。

第6条中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に、「2万6,640円」を「2万7,840円」に、「3万9,960円」を「4万1,760円」に、「5万3,280円」を「5万5,680円」に、「6万6,600円」を「6万9,600円」に、「7万9,920円」を「8万3,520円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の御代田町介護保険条例第6条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例）

3 令附則第15条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から26年度までの保険料率は、第6条第1項の規定にかかわらず、5万110円とする。

ということでございます。

以上の説明につきましては、年額、1年トータルの保険料ということでございます。

2月24日の全員協議会でご説明したとおり、基準月額におきましては200円アップの保険料の改定でございます。

いろいろな情報が出ておりますけれども、新聞情報が出ておりますけれども、他市町村に比べまして少ない値上げ幅であり、基金の取り崩しもない状況でございます。ほかの市町村におきましては、基金を取り崩してかなり無理をして、保険料の跳ね上がりを抑えている市町村もある状況でございます。

団塊の世代が大量に1号被保険者となる平成27年度以降、保険料の高騰を抑え、こういった団塊の世代が大量に入ってきますと、保険料が高騰するおそれがございます。保険料の高騰を抑える意味でも、無理のない保険料額の改定であると考えております。

ご審議のうえ、お認めいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第23 議案第21号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第23 議案第21号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは議案書の51ページをお願いいたします。

議案第21号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、についてご説明をいたします。

御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するものでございます。

52ページをお願いいたします。

御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）
御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を、次のように改正する。

第3条の表中、第3条に表がございます。「広戸地区世代間交流センター 御代田町大字広戸559番地1」、この下に「塩野地区世代間交流センター 御代田町大字塩野1323番地1」「向原地区世代間交流センター 御代田町大字草越1173番地396」、これを加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するということとさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第24 議案第22号 御代田町立学校体育施設使用料条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第24 議案第22号 御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 正教育次長。

（教育次長 荻原 正君 登壇）

○教育次長（荻原 正君） それでは議案書の54ページをお願いをいたします。

議案第22号 御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例案についてでございます。

次の55ページをお願いをいたします。

今回の一部改正につきましては、改正理由といたしまして、中学校のグラウンド

が完成し、新たに夜間照明の設備も整備されましたので、その夜間照明使用料の改定を行うものであります。現行の使用料は、1時間500円であります。新たに整備したものは、水銀灯からLED照明にしましたので、消費電力が少なく、器具も長期使用が可能になっております。また、北小学校にも夜間照明の設備がありますが、1時間800円あります。北小学校の使用料も参考にして、利用者の負担があまり過大にならないように、中学校の使用料も現行の1時間500円から北小学校と同額の1時間800円にしたいとする改正であります。

また、別表中、北小学校と中学校の照明料の区分がございましたが、同額にする中で、表記を統一させていただくものでございます。

55ページの別表中をご覧いただきたいと思いますが、北小学校・中学校校庭ということで、現行北小学校校庭夜間照明料800円、中学校校庭夜間照明料500円でございますけれども、下段のとおり、照明料の表記を統一させていただき、1時間800円と改めるものでございます。

附則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

ということでございます。

よろしくご審議をいただき、原案のとおりお認めいただきますよう、お願いいたします。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第25 議案第23号 平成24年度御代田町一般会計予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第25 議案第23号 平成24年度御代田町一般会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の57ページをお願いいたします。

議案第23号 平成24年度御代田町一般会計予算について、ご説明いたします。お手元の資料番号1をご覧いただきたいと思います。

初めに、平成24年度予算の概要についてでございます。

町長の招集あいさつにもございましたけれども、一般会計で57億2,331万1,000円で、前年に比較しまして、7億3,283万3,000円、11.4%の減でございます。

前年と比べて減収した理由でございますが、歳出では、昨年度緊急告知システム整備、それから中学校建設が終了いたしまして、こちらでそれぞれ2億9,000万円余、それから3億5,000万円余減となったことと併せまして、公債費で1億8,000万円ほどの減となっていることによります。これに伴いまして、歳出でも国・県支出金で4億円弱の減、起債でも3億円強の減という見込みとなっております。

2の特別会計につきましては、後ほど各担当課長から説明申し上げますけれども、町の11の特別会計の合計、一番下の欄でございますが、合計で34億9,113万8,000円ということで、こちらは1億577万8,000円、3.1%の増となっております。町全体では、24年度当初予算92億1,444万9,000円となっております。

次に3ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計のうちの一般財源でございますが、35億9,079万1,000円ということで、構成比としては62.7%ということで、昨年比で4,954万円の増ということで、こちらにつきましては、町税全体で6,254万円の増の見込みであることによるかと思っております。

同じく、このうちの自主財源でございますが、24億8,543万7,000円ということで、こちらは昨年比で1,555万8,000円の減という状況でございますが、こちらは町税の増がございましたけれども、右の2ページの方の18繰入金、19繰越金、20の諸収入、こちらの減の方が上回ったことが原因だと考えられます。

次に、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年度御代田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ57億2,331万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。

(一次借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一次借入金の借入の最高額は、15億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

次の2ページから7ページまでの款項の区分ごとの金額の説明につきましては、あちこち飛んで申しわけございませんけれども、資料番号の2の方でご説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、この資料番号2で、一般会計の中身についてご説明をいたします。

まず、歳入でございます。

款1、町税。項1、町民税でございますが、7億1,850万円の見込みでございます。比較といたしまして、1億500万円の増ということで、個人、法人でそれぞれ6,800万円、3,700万円の増を見込んでございます。

項2、固定資産税。11億6,830万円でございます。6,780万円の減を見込んでございます。今年24年度は評価替えの年になるということで、減の見込みであります。

軽自動車税につきましては3,340万円、町たばこ税につきましては9,970

万円と、こちらは2,970万円の増加の見込みをしてございます。

6の入湯税、39万円の見込みでございます。

7の都市計画税。1億1,820万円ということで、こちらも固定資産税同様480万円ほどの減を見込んでございます。

2の地方譲与税から8の自動車取得税交付金まででございますが、こちらにつきましては、県の方の見込みの数値を計上をさせていただいております。

地方譲与税。1、自動車重量譲与税でございますが、4,900万円の計上でございます。

2の地方揮発油譲与税につきましては、2,000万円の計上であります。

3の利子割交付金につきましては、520万円。

4の配当割交付金につきましては、250万円。

5の株式譲渡所得割交付金については60万円。

6の地方消費税交付金につきましては、1億4,100万円。

7のゴルフ場利用税につきましては、こちらは過去の実績による見込みで、1,850万円を計上してございます。

8の自動車取得税交付金につきましては、1,450万円という計上であります。

9の地方特例交付金につきましては1,100万円で、前年比1,370万円の減でございますが、こちらの主要因は、子ども手当交付金で1,180万円の減等でございます。

2ページをお願いいたします。

地方交付税につきましては、11億9,000万円と、前年並みの見込みをさせていただいております。

12の分担金及び負担金でございますが、こちらは9,269万8,000円ということで、保育料の負担金で737万円等の増を見込んでの計上であります。

13の使用料及び手数料でございますが、使用料6,993万8,000円ということで、住宅使用料で200万円余の減を見込んでございます。

手数料でございますが、995万6,000円ということで、戸籍手数料が主な手数料でございます。

14、国庫支出金。項1、国庫負担金でございますが、2億8,191万4,000円ということで、6,500万円余の減でございますが、これは子ども手当負担金

でございます。

項2、国庫補助金。3億6,869万2,000円で、1億7,914万7,000円の減でございますが、主にまちづくり交付金の減によるものでございます。

項3、委託金。570万7,000円でございますが、こちらはおおむね昨年並という状況でございます。

款15、県支出金。項1、県負担金でございますが、1億3,231万円の計上でございます。これは国保安定基金負担金が1,000万円余、減少してきてございます。

項2、県補助金。1億3,834万4,000円の計上でございます。昨年と比較しまして1億4,306万円の減ということで、これは緊急雇用創出事業で1億6,348万3,000円の減が、主な原因かと思われまます。

項3、委託金でございますが、2,650万7,000円の計上ございまして、昨年に比して530万円余の減でございますが、これは県会議員選挙の委託金が減少したということが主要因であります。

款18、繰入金。項1、基金繰入金。3,135万3,000円の計上ございまして、3,731万5,000円の減でございますが、主には中学校建設基金からの繰入金が5,480万円ほど減少しているという状況であります。

それから、2の特別会計繰入金でございますが、700万円の計上でございます。こちらにつきましては、御代田財産区特別会計からの繰入金700万円で、小中学校の楽器整備のための補助金として繰り入れていただいたものでございます。

19、繰越金でございますが、本年度は3,000万円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

款20、諸収入。項4、雑入でございますが、こちらは6,137万8,000円ということで、比較で1,000万円余の減となっておりますが、これは消防団退職報償金の減によるものでございます。

21、町債でございますが、8億3,010万円の計上でございます。比較といたしましては、3億1,110万円の減というようなことで、まちづくり交付金債の減少が主要因でございます。

歳入合計が57億2,331万1,000円というものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、議会費。本年度8,218万7,000円の計上でございまして、1,400万円余の減でございますが、これは昨年度は議員共済会の負担金がございまして、これの減少によるものでございます。

款2、総務費。項1、総務管理費でございますが5億313万8,000円。4,526万1,000円の増でございますが、こちらにつきましては、マイクロ等バス公用車の関係で、3,870万円が増えていることが主要因でございます。

2の徴税費でございますが、1億707万2,000円の計上でございます。今年度につきましては土地の評価替え業務委託で192万2,000円の増、それから固定資産業務委託で128万1,000円の増等が増加の原因でございます。

3の戸籍住民基本台帳費でございますが、3,258万1,000円で、これは昨年とほぼ同等の状況でございます。

項4の選挙費でございますが、本年度は101万7,000円の計上でございまして、特別、選挙の予定はされておられませんので、昨年と比べて大きく減少しております。

3、民生費。項1、社会福祉費。6億7,696万6,000円で、1,859万円の増でございますが、これは障害者自立支援給付費で418万9,000円、それから後期高齢者療養給付費の関係で1,341万2,000円等の増額が見込まれることが主要因であります。

項2、児童福祉費。6億2,388万7,000円でございます。こちらにつきましては、3,138万9,000円の減ということで、大きな要因といたしましては、子ども手当で5,500万円余の減少がでございます。

款4、衛生費。項1、保健衛生費でございますが、2億849万7,000円の計上でございます。3,912万2,000円の増となっておりますが、これは主要因といたしまして、佐久医療センター負担金に4,446万1,000円が皆増となっていることが原因でございます。

項2、清掃費でございます。2億6,975万7,000円の計上でございます。前年比1,853万5,000円の増でございますが、これは井戸沢最終処分場の濾過剤の交換と施設整備の関係で500万円ほど増えてございます。また、浅麓環境施設組合の負担金ということで、830万円ほど増えているというのが要因でございます。

款5、労働費。71万3,000円の計上でございます。昨年比89万円の増でございますが、雇用促進事業補助金で90万円の減というのが主要因でございます。

款6、農林水産業費。項1、農業費でございますが、8,408万5,000円の計上でございます。前年比923万2,000円の増でございますが、これは農業者戸別所得補償補助金が300万円余、それから鳥獣被害防止柵設置工事で630万円ほどの増額が見込まれております。

項2、林業費でございますが、2,673万5,000円ということで、1,504万9,000円の減ということですが、まちづくり交付金事業が今年につきましては1,700万円ほど減少しているのが主要因であります。

3の農地費でございますが、1億9,436万5,000円ということで、こちらにも900万円ほどの減少でございますが、まちづくり交付金事業で2,460万円、公共基準点整備委託で2,400万円の減でございますが、団体営の土地改良事業で3,177万6,000円の増額が見込まれております。

商工費でございますが、8,031万2,000円の計上でございます。193万3,000円ほどの減でございますが、これは健全化資金利子補給金の200万円の減が主要因だと思われまます。

次のページをお願いいたします。

款8、土木費。項1、土木管理費でございますが、本年度予算額3,146万円。846万2,000円の減でございますが、これは一般人件費の関係で965万9,000円の増ということで、昨年度は課長が退職する見込みでございまして、これの分の当初計上がございませんでした。これによるものでございます。

項2、道路橋梁費でございますが、9億3,483万5,000円で、5,232万8,000円の増でございます。まちづくり交付金事業で8,883万3,000円、地方道路整備事業では2,000万円の減というようなことが要因であります。

項3、河川費でございますが、本年度は108万9,000円と、1,070万6,000円の減でございますが、昨年度は河川台帳保守管理委託720万円、それから河川環境美化委託で350万円余ということで、こちらがなくなったことによるものでございます。

項4、都市計画費。2億6,147万7,000円の計上でございます。今年度

は当初予算には住宅リフォーム補助金が当初予算に初めて計上されております。

項5、住宅費でございますが、1,768万4,000円でございますが、270万5,000円の減ということで、こちらにつきましては、道路後退用地管理委託が763万2,000円の減、今年度分筆登記手数料で狹隘道路の部分の後退部分の調査を進めるということで、340万円新たに計上をしております。

款9、消防費でございますが、3億1,209万5,000円でございます。2億5,139万円の減でございますが、こちらにつきましては、緊急告知システムの2億9,925万円の減が主要因でございますが、あとは今年度は退職報償金はその年では無いということで、1,000万円余の減少。まちづくり交付金事業の関係で、詰所で6,040万円ほどの増という状況であります。

款10、教育費。項1、教育総務費でございますが、7,763万7,000円と、3億5,955万円の減でございますが、これは中学校建設事業が終了したことによるものでございます。

項2、小学校費でございますが、8,342万9,000円と、2,593万8,000円の減少になってございますが、共同調理場ができた関係で、昨年度は小学校の給食棟の改修工事で2,350万円の減少がございました。

3の中学校費でございますが、8,949万6,000円で、2,897万円の増という状況が見込まれてございますが、これは中学校前の道路整備に併せまして外構工事1,890万円の増、それから教師用の教科書、教科書の改訂に伴う指導書の関係で481万8,000円等が増額になっているのが主要因であります。

社会教育費でございます。1億2,907万5,000円でございます。こちらにつきましては、ほぼ昨年並という状況でございます。

5の保健体育費でございます。4,818万3,000円でございます。こちらにつきましては、350万円ほどの減少でございますが、これにつきましては給水設備改修工事が昨年度からなくなっているということで、318万2,000円の減が主なものかと思っております。

次に、6の学校給食費でございますが、6,714万4,000円ということでございますが、こちらにつきましては昨年度当初計上漏れがございました560万円の米飯加工手数料を計上いたしまして、一般人事管理経費の方で540万円ほど減少しておりますので、昨年との比較は小さいものになってございます。

11の災害復旧費でございます。農林水産業施設災害復旧費として188万5,000円。公共土木施設災害復旧費として102万8,000円。昨年と同様の計上でございます。

12の公債費でございますが、7億3,398万9,000円ということで、こちらにつきましては、元利の方がそれぞれ備考欄のように減少しまして、1億8,154万1,000円の減でございます。

14の予備費でございますが、本年度は4,005万円という計上でございます。歳出合計で57億2,331万1,000円という状況でございます。

款項の区分ごとの説明は以上でございます。

あちこちまた飛んで申しわけございません。予算書の8ページをお開きいただきたいと思っております。地方債のご説明をさせていただきます。

起債の目的と限度額につきましては、公共事業等で5億7,440万円、施設整備事業ということで一般財源化分ということで170万円、臨時財政対策債ということで2億5,400万円で、合計で8億3,010万円の予定でございます。

起債の方法につきましては、いずれも証書借入又は証券発行。

利率につきましては年4%以内。

償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとするという状況でございます。

雑駁に説明させていただきました。一般会計の予算案につきましては、説明は以上です。ご審議のうえ、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（10番 市村千恵子君 登壇）

○10番（市村千恵子君） 10番、市村千恵子です。

それでは、3点ほど質問させていただきます。

予算書の中の77ページなんですけれども、環境衛生費の中の、説明の方でいけば13001の、放射線量測定委託料37万8,000円と計上されているわけですけれども、この測定回数と測定場所とをお聞きしたいと思います。

2点目ですが、86ページになります。款6、農林水産業費の目3の農業振興費の中の、説明でいくと15001の鳥獣被害防止柵設置工事631万1,000円が計上されたわけですが、町長の招集あいさつにもあったように、豊昇の宮平という話がありましたけれども、その内容、工事の内容について、どのくらいの規模のその防護柵なのか、ちょっとお願いしたいと思います。

続いて、91ページの森林整備事業費の中でありましてけれども、説明の方で15001の森林公園建設工事1,050万円が計上されているわけですが、この工事内容についてお願いしたいと思います。

○議長（内堀恵人君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

77ページの放射線測定委託料37万8,000円でございますけれども、ここにつきましては、現在測定を行っております30カ所分の6回分を予定してございます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 清水産業経済課長。

（産業経済課長 清水成信君 登壇）

○産業経済課長（清水成信君） それでは2点目の86ページですか、鳥獣被害防止柵設置工事631万1,000円の関係です。

この関係につきましては、有害鳥獣被害が年々増加しているという状況があり、町の猟友会には、駆除に多大なご協力をいただいているところであります。逆に、狩猟者の登録者数が年々減少していると、こういった状況もございます。

こんな中で、農作物の被害を防止するための新規の事業として、これは東日本大震災に関連した農業生産対策交付金制度というものがございまして、そちらが利用できるということで、2分の1の国庫補助を得た中で、鳥獣被害防止柵設置工事を行うものでございます。

場所は、先ほど招集のあいさつで町長も申し上げましたけれども、豊昇宮平地区でありまして、受益面積で6.4ヘクタール、対象となる作物はレタス、ソバ、水稻等でありまして、受益戸数が41戸ほどございます。

この宮平地区を、高台になっていきますので、その地区を囲むような形で、方向的には東側と南側に、高さ2メートルほどの延長1,400メートルほどの金網の

フェンスを設置するという予定であります。それらを設置した中で、有害鳥獣でありますところの特に多いニホンジカ、あるいはイノシシ等の侵入を防止する工事ということで予定しているものでございます。

それから続いて91ページ、森林整備事業費のまちづくり交付金事業、森林公園建設工事の1,050万円の内容ということでございます。

こちらも、議員の皆さまご存じのように、森林整備事業費、まちづくり交付金事業の中で真楽寺の隣のところの森林公園の整備を進めてきたところであります。最後の仕上げという形になるかと思えますけれども、24年度の事業について、森林内の遊歩道周辺の植栽を中心に、サンラインのところからの進入路、それから駐車場周辺並びにその公園内、園内の中に植栽工事を行うというものであります。

植栽の樹種については、シャクナゲ、サルスベリ、あるいはヤマボウシ、オオヤマザクラなど、10種類ほど400株程度の植栽、それから芝張りを予定しているところであります。なお、この樹種400株ほどの中には、シャクナゲですとかサラサドウダンツツジなど、200数十本については、寄附をいただけるということになっております。それらを植栽をしていくということでございます。

それから、この樹種の植栽の後には、ヤマユリの球根を入れて、それぞれヤマユリも時季には咲くような形での計画で進めております。

以上が内容であります。よろしく願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 市村千恵子議員。

○10番（市村千恵子君） はい、終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

野元議員。

（1番 野元三夫君 登壇）

○1番（野元三夫君） 議席番号1番、野元です。

4点ほどお伺いしたいのですが、予算書45ページ、企画費の中に、タクシー借り上げ料723万3,000円というのがあるのですが、こちらは昨年8月より70歳以上ということで、年齢が引き下げられたのですが、23年度利用者実績と、それから24年度の利用見込み、これをまず1点、お伺いしたいと思います。

それから、次に、54ページ、障害者福祉関係事業経費の作業所運営委託料500万円。こちらは先日の作業所の委託料だと思うのですが、進行状況はどのようになっ

ているのか、これをお願いします。

それから、73ページ、衛生費の佐久広域連合佐久医療センター整備負担金。これが4,446万1,000円計上されているんですが、こちらの予算は単年度支出なのか、それとも複数年度にわたるものなのか、これをお答えください。

それからもう1点、74ページ。こちらの中で予防費ということで974万8,000円、これが減額という形になっているのですが、町の方針として住みやすい健康である町ということで、健康管理や病気の早期発見、早期治療が、医療費の高騰を招かないとおっしゃられたんですが、その減額の理由、これをちょっとお答え願いたいと思います。

以上、4点お願いします。

○議長（内堀恵人君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） それではご質問の1点目の、タクシーの関係でございます。

23年度はまだ年度中途でございますので、ここまでの実績でまとめた状況をご説明いたします。

2月末までの購入者数は、268名。これは実数でございます。うち、70歳から範囲を広げた方々ですけれども、70歳から74歳までの方々は22名でございます。

2月末までの販売枚数は、5,752枚。お一方、21枚平均でございます。

それと、利用実績については、まだ2月は上がってきておりませんので、1月末までの利用実績でございますが、利用件数が3,963枚。お一方平均15枚をご利用です。実際には、購入いただいておりますが13名の方は使われていないという状況がございます。

1月末までの支出額で539万2,840円、1枚平均の利用額が1,361円ということで、実質的には町の持ち出しは301万5,040円。1枚当たりの補助として支出する金額は761円という状況でございます。

また、24年度の利用見込みにつきましては、22年度実績を基礎として算出をしております。利用者見込みといたしましては、286名の方が利用されるという見込みをしております。75歳以上の方が228名、これは75歳以上人口の13.5%の数値でございます。70歳から74歳の方については、58名を見

込みまして、こちらはまだまだ運転をなさる方が多いというような状況の中で、その人口の8%をとって推計してございます。

それで利用件数見込みとしては、5,434枚を見込んでございまして、これは22年度の平均利用枚数19枚に、利用見込者の人数を掛けてございます。

支出見込額につきましては、22年度の平均利用額1,331円を5,434枚で掛けてまして、723万2,654円という状況でございます。

それで実質助成見込額といたしましては、1枚平均731円で、町の持ち出しとしてなりますのは、397万2,000円ほどを予定してございます。

23年度の実績と24年度の利用見込み等につきましては以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは、まず、54ページの関係になります。

作業所運営管理委託料500万円の、今進捗状況ですね、指定管理の進捗状況について、お答えをいたします。

本年1月17日の臨時会で、社会福祉協議会への指定について議決をいただきました。その後、ただちにとということで、1月25日、1週間後に町と社会福祉協議会合同で、利用者保護者の説明会を行い、指定管理者である社会福祉協議会の紹介と運営方針についてご説明し、ご理解をいただいたところでございます。

2月の下旬からは、利用者保護者の皆さまに協力していただきまして、4月から新たに障害者自立支援給付事業であります就労支援継続B型あるいは生活介護事業の区分認定調査を行い、3月上旬からは本人ご家族の意思を反映した戸別支援計画、これを重点に置いております。この戸別支援計画を作成するため、それぞれのご利用者の方あるいはご家族の方と懇談をさせていただくために、訪問調査を行うということになっております。

社会福祉協議会ですけれども、今まで町直営で実現できなかった障害者施設で専門知識を取得したサービス管理者の設置、それから精神保健に精通した看護師を配置するほか、今まで4人指導態勢でございましたが、6人以上という形で手厚い指導態勢を敷いていただくというようなことを協議しているところでございます。

それからまた、環境変化による利用者への影響、こういったところをできるだけ少なくしていきたいという配慮から、3月から社会福祉協議会の職員、作業所に配

置していただいております。指定管理態勢へスムーズに移行できるように努力しているところでございます。

それから2点目についてお答えをいたします。

73ページの佐久広域連合医療センター整備負担金、この内容でございます。

佐久広域連合佐久医療センター整備に係る財政支援につきましては、総額で40億円が予定されているところでございます。佐久地域での財政支援額に対し、地元佐久市は50%、佐久広域連合50%の割合で負担していくことになるということでございます。佐久広域連合の50%、20億円につきましては、人口により負担割合が計算され、当町は総額で1億4,820万3,000円の支援額となっております。このため、平成24年度は30%の4,446万1,000円、平成25年度は70%の1億374万2,000円、この支援を行うということで、複年で支援を行うということになっているわけでございます。

それから3番目でございます。74ページの予防費。974万8,000円の減額、この理由でございます。

減額の主な内容につきましては、予防接種の医師委託料でございます。子宮頸がん予防ワクチンの接種、これを平成23年度から開始いたしました。23年度は初年度ということもありまして、中学1年生から高校1年生、4年分にわたる女子の280人を対象に、一遍に実施したという状況でございました。平成24年度は、これらのまとめて実施した年齢層が一挙に抜けまして、ほぼ新中学1年生の女子80人が対象として絞り込まれるという状況でございます。

接種対象者の大幅な減少が、予算額の減少につながったというものでございます。わかりやすく説明いたしますと、子宮頸がんワクチンの1回の接種単価は、1万5,939円、約1万6,000円と、非常に高額でございます。これを3回やらなければならないということで、掛けますと、4万7,817円ということになります。対象者が200人減っております。200人減れば956万3,400円という、大幅な減額につながるということで、決して予防費を削ったというわけではなくて、対象者が減ったということでの減額でございます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） 理解できました。終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

池田議員。

(5 番 池田健一郎君 登壇)

○ 5 番 (池田健一郎君) 議席番号 5 番、池田です。

事前に質問のあれを出していないので、数字的なものはちょっとわからないところはそれぞれの委員会のところでお答えいただければと思います。

まず第一に、この予算で一番目を引いたのは、44ページの18003、公用車の購入です。これは、現在使われている車は非常にもう古くて、ガタがきていると。我々も利用させていただいて、それは痛感します。ただ、現在の端的なこの経済状況の中で、一般の皆さんが我々使う車を新しく導入するということ、購入するということに果たして理解を得られるかどうか、こんなところも考えながら、費用対効果をちょっと計算していただいて、委員会の方で報告していただければと思います。

それから43ページの、先ほども話がありました25001の役場庁舎の整備基金ですね、基金の積立て、これ20万円ということで載っかっていますけれども、当然、その大きな数字を将来的にも見込んでおられると思うんですけれども、目標的にはどのくらいの額を積み立てていこうとするのか、こんな点、もしここで説明していただければと思います。

それからあと、委員会の方で質問しますので、関係しないところで、73ページ、19002新エネルギー導入の奨励金、これについて、どんな内容なのか、説明をいただければと思います。

それから81ページ、13001井戸沢の最終処分場の濾過施設の部品交換でしょうか、期間ですね、交換周期といいますか、何年に一度なのか、こんなふうなことはどういう形でやっておられるのか、説明をいただきたいと思います。

それから82ページ、19002豊昇地区の廃棄物処理事業の、これは町の方で対応する最後の事業になると思うんですけれども、これが今見ますと、ごみは綺麗に片づけられて、建物とあれだけが残っているだけですけれども、今後、この計画が、どんなふうに進めようとされているのか、お聞きしたいと思います。

それから86ページ、新規農業者支援金として今回新しく事業の予算化がされていますけれども、具体的にどんな事業を計画しているのか、お聞かせください。

いろいろお願いしましたがけれども、これは私ども総務の関係外のところが多いの

で、ひとつよろしく申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） それでは43ページの役場庁舎整備基金積立金の20万円についてでございますが、これはあくまで平成23年度予算、この後補正予算の説明をさせていただきますけれども、こちらで既に6億円を積み立てる計画をしております。その利子分をここに計上をしたことございまして、そういったことで、また、1年間やっていくうえで、状況が許せば積み増しも考えてまいりたいと、こんなふうな状況でございます。

それから、基金の目標額というお話でございますが、まだ現在のところは改築によるのか新築によるのか、方向性が定かになってございません。その整備手法によって、上限は変わってこようということで、とりあえず改修にしても大規模なものになるという状況のことを考えまして、現在のところ6億円を計上させていただいているというような状況でございます。よろしくお願いたします。

○議長（内堀恵人君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） まず最初に、78ページの新エネのことでございますけれども、新エネルギーの導入奨励金につきましては、予定としますれば、太陽光の件数を75件、クリーンエネルギー自動車を15件、その他自然エネルギーということで4件を予定して、今回920万円の予算を計上させていただいております。

次に、81ページの井戸沢の最終処分場の濾過器のことでございますけれども、これは平成17年に設置してございますが、まだ一度もしてございませんので、今回初めて行うこととなっております。

それともう1点、82ページの豊昇の計画ということでございますけれども、今回もまた県の元気づくり支援金事業を受けながら、事業を進めていくわけですが、今現在あります建屋を取り壊しまして、あそこのところに公園をつくり上げていくということで、豊昇の区民の皆さまともご相談しながら、進めていきたいということでございます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 清水産業経済課長。

○産業経済課長（清水成信君） 新規就農者への総合支援事業の内容はということでございます。

これは今年、24年度で新たに新規就農者、1名予定しているわけですが、

就農直後の所得をある程度確保するための助成というような形で、1名分ということで、150万円計上させていただいたところです。以上です。

○議長（内堀恵人君） 総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） それでは、一番最初にご質問いただいた、マイクロバスの関係でありますけれども、委員会の方で報告してくれというようなお話もございましたけど、ここで私の方からひと言だけ申し添えさせていただきますと、マイクロバス、大分古くなっております。長距離運転等にはもう大分その安全性等もいろいろ問題を来す可能性があるということで、20年来使ったバスをここで買い換えるというものでありまして、今後においても、今のバスと同様に20年というような、そういった長い年月、使用に耐え得るものということで考えております。それと、利用者、議員の皆さん、職員が使用するということもありますけれども、圧倒的な利用者につきましては、住民の皆さんであります。また学校の子どもたち、そういったことを考えますと、その住民の皆さんの安全性だとか、その長距離で移動する場合がありますので、今のバスは路線バス仕様なんですけど、できれば観光バス仕様の、少しでも幅がちょっと広がったような、快適に長い期間利用していただくうえで、今回安全性も考えまして買い換えを行いたいということなので、そのように池田議員もご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 委員会の方での質問等については、委員会の方で質問するようにお願ひします。

池田議員。

○5番（池田健一郎君） 以上で終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

昼食のため、休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

（午後0時26分）

（休 憩）

（午後1時30分）

○議長（内堀恵人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

――日程第26 議案第24号 平成24年度御代田町御代田財産区

特別会計予算案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第26 議案第24号 平成24年度御代田町御代田財産区
特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の58ページをお願いいたします。

議案第24号 平成24年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町の御代田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ1,992万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1、財産収入。項1、財産運用収入。742万6,000円の計上でございます。これは、土地貸付料、それから預金利子等でございます。

財産売払収入は1,000円で、項目取りでございます。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。1,250万円。前年比700万円の増でございますが、中学校への楽器整備のための取り崩しでございます。

款3、項1、繰越金。1,000円。

款4、諸収入。項1、雑入。1,000円。

歳入合計が1,992万9,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。1, 975 万円の計上でございます。財産区有地の管理や下刈りの委託料、従来の委託料のほか小中学校補助金ということで、700 万円を一般会計へ繰り出す予定でございます。

款 2、項 1、予備費でございますが、17 万 9, 000 円。

歳出合計が 1, 992 万 9, 000 円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 27 議案第 25 号 平成 24 年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 27 議案第 25 号 平成 24 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の 59 ページをお願いいたします。

議案第 25 号 平成 24 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案についてご説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 24 年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ 355 万 1, 000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。4万8,000円の計上でございます。17万円の減につきましては、基金が2年定期となるため、本年度の利払いが無いことによるものでございます。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。350万円。昨年と同額でございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。1,000円。

款4、諸収入。項1、雑入。1,000円。

歳入合計が355万1,000円でございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。337万8,000円の上程でございます。こちらは委員報酬管理委託料等でございます。

款2、項1、予備費。17万3,000円の計上でございます。

歳出合計が355万1,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のうえお認めをいただきますよう、お願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第28 議案第26号 平成24年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第28 議案第26号 平成24年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

○保健福祉課長(小山岳夫君) 議案書60ページをお願いいたします。

議案第26号 平成24年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、ご説明いたします。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

ということでございまして、概要を申し上げます。

課税所得の増加に伴いまして、国保税収入は増収見込み、また医療費が増えることに伴いまして、国庫負担金、県支出金ともに増加見込みということでございます。これに対しまして、今まで遡及適用に伴いまして増収を続けておりました退職療養給付費交付金、支払基金からのものになりますが、これにつきましては、その遡及適用が大体その作業が終了したということで、伸びは止まっているという状況、及び前期高齢者交付金の減収によりまして、全体では約2,000万円程度の歳入不足という状況になっております。この不足を基金の取り崩し、昨年よりも1,000万円多く見込み、また、繰越金も900万円増やして補てんしているという状況でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ15億2,567万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、3,000万円と定める。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

2ページをお願いいたします。歳入。

款 1、国民健康保険税でございますが、先ほどの理由によりまして、2, 100万円ほどの増収となっております。

款 2、使用料及び手数料。催促手数料でございますが、これは昨年と同額20万円の計上でございます。

款 3、国庫支出金。項 1、国庫負担金。療養給付費負担金等でございますが、こちらにつきましては、5, 268万4, 000円の増ということで、3億1, 692万4, 000円の計上でございます。

2 国庫補助金。調整交付金等でございますが、こちらは昨年並、7, 955万6, 000円の計上となっております。

款 4、県支出金。項 1、県負担金。高額共同事業等負担金でございますが、こちらにつきましては、1, 149万3, 000円。昨年よりも226万2, 000円の増額の計上となっております。

項 2、県補助金。県財政調整交付金等でございますけれども、こちら本年度7, 521万1, 000円、前年比で443万1, 000円の増額の計上となっております。

款 5、療養給付費交付金。こちらが退職者の医療給付費分でございます。本年度予算額が9, 057万7, 000円でございます。前年に比べまして1, 419万2, 000円の減収となっているという状況でございます。

款 6、前期高齢者交付金でございますが、こちらにつきましては、本年度予算額に2億4, 726万8, 000円ということで、前年比で3, 697万6, 000円の減収見込みという状況でございます。

それから款 7、共同事業交付金でございますが、こちらにつきましては、1億7, 315万2, 000円、前年比で816万4, 000円の増額計上となっております。

款 8、財産収入。こちらにつきましては、基金利子の積立てでございます。

款 9、繰入金。項 1の他会計繰入金でございますが、一般会計の繰入金として1, 030万円少ない予算計上となっております。

3ページをお願いいたします。

基金繰入金でございますが、3, 000万円計上いたしまして、前年よりも1, 000万円多い計上となっております。

款10の繰越金でございますが、4,000万円ということで、こちらも900万円前年よりも多い計上となっております。

款11の諸収入でございます。項1、延滞金、加算金及び過料でございますけれども、こちらは前年と同額の100万1,000円の計上でございます。

それから項2、受託事業収入。こちらは特定健診の個人負担金でございますが48万円の計上でございます。

項3、雑入。第三者納付金等でございますが、こちらも前年と同額、120万2,000円の計上ということで、歳入合計、15億2,567万9,000円でございます。前年比で4,603万7,000円増額となっております。

4ページの歳出をお願いいたします。

款1、総務費でございます。項1、総務管理費につきましては、消耗品、印刷製本費等でございますが、こちらは前年並、402万3,000円の計上でございます。

項2、徴税費。電算委託料等が主になっておりますが、393万円の計上で、こちらも前年並でございます。

項3、運営協議会費。委員報酬が主になっておりまして、12万2,000円の計上でございます。

款2、保険給付費でございます。項1、療養諸費につきましては、8億7,936万9,000円ということで、前年比で5,949万6,000円の計上でございます。

それから、項2、高額療養費。こちらは1億167万円でございますが、428万円減額した計上となっております。

項3、出産育児一時金。こちらにつきましては、20件分の給付を見込みまして、840万5,000円の計上、前年比で201万1,000円の減額となっております。

項4、葬祭費。こちらも20名分見させていただきまして、60万円、前年と同額の計上でございます。

款3、後期高齢者支援金等でございますが、2億770万1,000円。前年比で113万6,000円の増額計上でございます。

款4、前期高齢者納付金等でございますが、44万6,000円ということで、

こちらは前年並でございます。

款5、老人保健拠出金でございますが、こちら101万円ということで、こちらも前年並の計上でございます。

それから款6、介護納付金でございますけれども、こちらは9,544万7,000円ということで、前年比で326万6,000円の増額計上でございます。

款7、共同事業拠出金でございますが、1億7,314万8,000円ということで、前年比で816万円の増額計上でございます。

款8、保健事業費でございます。こちらは2,413万3,000円ということで、前年比で219万円の増額計上でございます。

項1、特定健診の事業費でございますが、こちらは前年並で1,063万6,000円。

それから項2、保健事業費につきましては、レセプト点検及び人間ドック補助金等が含まれてございますが、1,349万7,000円ということで、約200万円ほどの増額計上でございます。

款9、積立金。こちらは預金利子でございます。

款10、諸支出金でございますが、償還金及び還付金、加算金ということで、175万円の計上でございます。前年に比べまして1,400万円減っております。遡及適用に伴います療養給付費の返還が今年度の3月で終わるということで、本年度予算額については大幅に少なくなっているという状況でございます。

款11、予備費につきましては、2,377万5,000円の計上でございます。

歳出合計、15億2,567万9,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のうえ、お認めいただきますようお願いをいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元議員。

（1番 野元三夫君 登壇）

○1番（野元三夫君） 議席番号1番、野元です。

歳入の方で、国民健康保険税、今の課長からの説明があったんですが、2,117

万9,000円アップ、それから今はまだちょっと説明を受けていないのですが、23年度の補正予算でも同じ項目ということで、2,300万円ほど歳入アップという補正予算が出ているんですが、こちらの、もう少し詳しい説明を受けたいのですが、その中で特に加入者の年代別構成、それと加入者の所得階層別の人数というのをちょっと教えていただければありがたいです。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

ご指摘のとおり、平成24年度当初予算、それから平成23年度の補正予算につきまして、国保税につきましては、前年度より、それからこれまでよりも予算額が増加しております。その理由として、課税所得の増加が挙げられます。逆に、項目としては、潜ってしまっておりまして、わかりづらいところもございます。予算書の2ページの一番下の行、他会計繰入金の一般会計繰入金が1,030万円減額しております。この主な要因ですけれども、保険基盤安定繰入金と申しまして、これが課税所得の増加に伴いまして、国保税の軽減対象者の穴埋めのための予算なんです。これが前年度に比較して減少していたため、減額となっているという状況でございます。こういうバランスで見えてまいりますと、やはり課税所得が増加して、国保税については増収、それから基盤安定の繰入金については少なくなってくるという状況でございます。

加入者については、微増という程度で、年代別構成に前年と比較して、これまでと比較して大きな変化は認められません。

それから、加入者の所得別構成につきましては、200万円未満の所得者が減少しているという状況、それから700万円以上の所得者が増加しているという状況が見られます。これが課税所得の増加に反映されたものと考えられます。

平成23年度補正においても同様でございます。逆に、後でまた説明いたしますけれども、保険料の軽減分を補てんするための繰入金、保険基盤安定繰入金につきましては、軽減対象者が減少したため、減額となっているという状況でございます。

国民健康保険、農業所得の方が多いと思います。その農業所得については、その年によって非常に変動があるということで、今回につきましては、予期できない、言い換えれば、うれしい誤算による税収の伸びとなったものでありまして、加入者の見込み違い等基礎的な算定ミスによる増額補正ではございません。以上でございます。

ます。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） 今、200万円未満の所得階層が減で、700万円以上の所得階層が増という回答をいただいたんですが、サラリーマンの場合、60歳から64歳までは退職者という形になっているので、こちらには算入はされていないんですよね、国保には。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えいたします。

前期高齢者については、算入されておられません。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） そうすると、20歳から60歳までの方が多いということで、今年の国保会計も、なから黒字化で推移できるだろうということで、こういう予算の組み立てができていくかどうか、それだけお聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えいたします。

ちょっとまだ、あと2カ月、療養給付費、大きな支払いを残しております。そういった中で、インフルエンザの影響等も出ておりますので、ちょっとはっきりした形で黒字予算、黒字会計で決算できるかどうかという見通しについては、はっきりしておりませんが、いずれにしても、課税所得が上がってきて、国保税収入が増収見込みであるという状況に関しましては、1つ明るい材料でございます。ただ、それに対しまして、先ほど申し上げましたように、今まで増収を続けておりました退職者医療の給付金、こちらの方がもはや頭打ちの状況になっているという状況もございますので、今年度の国保の決算につきまして確実に黒字になるかという見込みは今のところまだちょっと立っていないという状況でございます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） はい、終わります。

○議長（内堀恵人君） いいですか。

ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第29 議案第27号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第29 議案第27号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは、議案書の61ページをお願いいたします。

議案第27号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてご説明いたします。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

概要を申し上げます。

保険給付費が前年と比べまして1,557万6,000円減っております。全体の予算規模も縮小傾向でございます。要介護認定者、若干増えている状況でございますが、介護予防事業、こちらにつきまして平成18年から、それから介護給付適正化事業、こちらが平成16年から地道な取り組みを続けてまいりました。そちらの成果が出てきたというところがございまして、給付費全体では減少見込みであるという状況でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ9億2,066万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最

高額は、1億円と定める。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

2ページをお願いいたします。歳入。

款1、保険料。介護保険料でございますが、被保険者の増加に伴いまして、本年度予算額1億7,966万7,000円ということで、1,729万4,000円ほどの増額計上となっております。

款2、分担金及び負担金。介護予防事業に係る利用者負担金でございますが、こちらは前年と同額86万5,000円の計上でございます。

款3、使用料及び手数料。こちら催促手数料でございますけれども、2万1,000円。前年と同額でございます。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金。介護給付費国庫負担金等でございますけれども、こちらは先ほどから申し上げておりますように、給付費の減額見込みに伴いまして、1億5,153万1,000円ということで、前年よりも263万1,000円の減額計上となっております。

項1、国庫負担金。調整保護交付金等でございますが、こちらも6,124万3,000円。前年比で141万円の減額計上でございます。

款5、支払基金交付金でございますけれども、こちら2億5,886万8,000円、465万円の減額計上でございます。

款6、県支出金。項1、県負担金。介護給付費等、こちらも負担金でございますけれども、1億2,561万1,000円、241万1,000円の減額計上でございます。

項2、県補助金。地域支援事業に対します補助金でございますが、435万5,000円でございます。

款7、財産収入でございます。項1、財産運用収入。基金利子でございますけれども、3万4,000円の計上でございます。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。介護給付費町負担分、一般管理費等でございますけれども、1億3,245万8,000円ということで、こちらも62万

7, 000円、前年よりも少ない計上でございます。

それから款9、繰越金でございます。3ページをお願いいたします。前年度繰越金でございますが、本年度予算額は300万円ということでございます。

款10の諸収入。1、延滞金、加算金及び過料につきましては、1万円。

それから項2、サービス収入につきましては300万円。

項3、雑入につきましては3,000円の計上でございます。

歳入合計につきましては、9億2,066万6,000円ということで、前年に比べまして401万2,000円少ない総額予算となっております。

続きまして4ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。電算等の委託料等でございます。本年度予算額が1,654万4,000円ということで、171万8,000円少ない計上となっております。

それから款2、保険給付費でございますが、こちらは予防事業適正化事業の効果が表れておりまして、8億5,274万5,000円。前年よりも1,557万6,000円少ない計上となっております。

それから款3、地域支援事業費でございます。項1、介護予防事業費。要介護になる前の予防事業ということで実施している事業でございますが、今年度予算額、1,100万8,000円ということで、前年並の計上でございます。

項2、包括的支援事業・任意事業費でございます。包括支援センターの職員3名分の人件費が主となっております。2,095万5,000円。前年並の計上でございます。

款4、基金積立金。こちらは利子収入で4万円の計上でございます。

款5、諸支出金。保険料、歳出還付費用でございますが、5万1,000円の計上となっております。

款6、生活介護支援サポーター養成事業費でございますが、67万円で前年よりも53万3,000円減じております。

それから款7、ボランティアポイント事業費でございますが、新たな事業として180万円を計上させていただいております。

款8、予備費でございますが1,685万3,000円の計上でございます。

歳出合計、9億2,066万6,000円ということでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、お認めいただきますようお願い

願ひ申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元議員。

（1番 野元三夫君 登壇）

○1番（野元三夫君） 議席番号1番、野元です。

歳出のところ、2点ほどお伺いしたいのですが、生活介護支援サポーター養成事業費、こちらの方は介護予防が大切だということで、数年来やってきたわけなんです、なぜ来年度、約半分減額になっているのか、その理由をまず1点お伺いしたいのと、それからボランティアポイント事業というのは、これは新しい言葉なもので、ちょっとどういう事業なのか、説明を願います。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

生活介護支援サポーター養成事業、こちらは平成21年度から開始いたしまして、本年23年度まで3年間取り組んできております。新たなサポーターを養成するとともに、これは地域で介護の仕事を身につけていただき、地域でサポートしていただく、こういった人材を養成するという目的で実施しております。こういった新たなサポーターを養成するとともに、既にサポーターになった方に対しては、スキルアップの機会を設けるという、二本立ての事業をこれまでは展開してまいりました。3年間で70名のサポーターが確保される見込みとなっております。

平成24年度予算につきましては、まずこの70名のサポーターをスキルアップするための講座を開催するための予算67万円ということで、確保してございます。今後、このサポーター事業につきましては、3月には県の補助金の申請、4月には補助金の決定が予定されております。どうにか通る見込みかなという状況にはなってきている状況でございます。県費の財源が確保できましたら、6月の補正予算にて新たなサポーターを養成するための研修費等を計上する予定ですので、最終的には、サポーター養成に係る総事業費は、23年度と大きな差はなくなるだろうというふうに考えております。

それからもう1つのご質問、ボランティアポイント事業についてですが、長野県

が計画しております平成24年度地域支え合い態勢づくりの事業の1つで、高齢者支援を目的とするボランティア活動に対し、ボランティアを行った方にポイントを付与し、ポイントに応じて還元することで、介護保険料の還元や社会参加、地域貢献の促進を図ることを目的として、新たに創設されております。ポイントを還元する具体的な方法、これは現金給付と、それから商品券給付等いろいろな形がございます。こういったことについて、具体的な実施方法について4月から半年間ほどかけて検討したうえで、本事業を開始したいと考えております。長野県内で本事業の実施実績は、今のところない。県外において今実施している市町村が少数あるという状況でございます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） はい、終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第30 議案第28号 平成24年度御代田町後期高齢者医療

特別会計予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第30 議案第28号 平成24年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは、議案書の62ページをお願いいたします。

議案第28号 平成24年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について、ご説明をいたします。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成24年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出するということで、こちらもまた概要からお話しいたします。

前年比で1,423万7,000円の増額となっております。被保険者が増えて

おります。この保険料収入の増加、それから保険料の軽減による一般会計繰入金の増加が主な伸びの原因となっております。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ1億1,021万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

ということで、2ページをお願いいたします。歳入。

款1、後期高齢者医療保険料。先ほど申しあげましたように、被保険者数の増加に伴いまして、本年度予算額7,762万1,000円ということで、941万3,000円の増加となっております。

款2、使用料及び手数料。催促手数料でございますが、4万5,000円の計上でございます。

款3、繰入金。項1、一般会計繰入金。基盤安定、保険料軽減分の補てん分ということで、3,136万3,000円、前年よりも489万9,000円の増加計上でございます。

款4、繰越金。こちらにつきましては、予算計上のみさせていただきます。

款5、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。5万円。

項2、償還金及び還付加算金。2,000円。

項3、雑入。健診の広域連合補助金が入ってまいりますが、こちらが113万1,000円の計上ということでございます。

歳入合計が1億1,021万3,000円ということで、前年比1,423万7,000円の増額計上でございます。

続いて3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。事務に必要な庶務的な経費でございます、173万1,000円。16万2,000円の増加計上でございます。

項2、徴収費。特別徴収の通知書の封筒の印刷代等でございますが、47万2,000円ということで、前年並の計上でございます。

款 2、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。徴収した保険料を広域連合に納めるというシステムになっておりますが、本年度は 1 億 5 5 6 万 1, 0 0 0 円。1, 4 0 9 万 4, 0 0 0 円の増額でございます。

それから款 3、保健事業費。項 1、健診事業費。健診委託料で 1 2 0 万 7, 0 0 0 円の計上をしております。

項 2、保健事業費。人間ドックの補助金等でございますが、こちらは 1 0 0 万 9, 0 0 0 円の計上でございます。

款 4、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金 1 5 万円の計上でございます。

款 5、予備費として 2, 0 0 0 円を計上させていただいております。

歳出合計、1 億 1, 0 2 1 万 3, 0 0 0 円でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 3 1 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 3 1 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） それでは議案書の 6 3 ページをお願いいたします。

議案第 2 9 号 平成 2 4 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 2 4 年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定める

ところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ688万円と定める。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算、歳入でございます。

款1、県支出金。項1、県補助金。本年度予算額22万7,000円でございます。こちらは事務費に対するおおむね4分の3の県費補助でございます。

款2、繰入金。項1、他会計繰入金。490万8,000円。一般会計からの繰入金でございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。1,000円は項目設定でございます。

款4、諸収入。項1、貸付金元利収入。174万3,000円。現年で26件、滞繰で36件の貸付金の元利収入でございます。

項2、延滞金、加算金及び過料につきましては、1,000円の項目設定でございます。

歳入合計が688万円で、前年と比較いたしまして375万8,000円の減でございます。

次の3ページをお願いいたします。歳出。

款1、土木費。項1、住宅費。35万円でございます。消耗品、切手代、口振手数料などの事務費でございます。

款2、公債費。項1、公債費。653万円。こちらにつきましては、町債の元利償還金でございます。

歳出合計が688万円で、前年に比較しまして375万8,000円の減でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 3 2 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度御代田町簡易水道事業

特別会計予算案について―――

日程第 3 2 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の 6 4 ページをお願いいたします。

議案第 3 0 号 平成 2 4 年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 2 4 年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ 9, 9 7 5 万 9, 0 0 0 円と定める。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、次の 2 ページをご覧ください。歳入。

款 1、分担金及び負担金。項 1、負担金。本年度予算額が 3 0 4 万 7, 0 0 0 円でございます。こちらの負担金につきましては、支障管の切り回し工事の負担金並びに新規加入金等が主なものでございます。

款 2、使用料及び手数料。項 1、使用料。7, 4 0 0 万円でございます。平成 2 2 年度の調定実績額から近年の節水傾向を推計いたしまして、使用料を 7, 4 0 0 万円といたしました。

項 2、手数料。7 4 万 4, 0 0 0 円でございます。閉開栓の手数料及び督促状発送の手数料等でございます。

款 3、財産収入。項 1、財産運用収入。2 6 万 4, 0 0 0 円でございます。こちらは基金積立金の預金利子の分でございます。

款 4、繰入金。項 1、他会計繰入金。3 1 2 万 1, 0 0 0 円。一般会計からの消火栓管理料の繰入と小沼簡水分特別会計からの案分経費の繰入でございます。

項 2、基金繰入金。1, 850 万円。今年度、平成 24 年度長坂受水槽の緊急警報遠方監視システムの設置を予定しておりまして、そちらの工事費に充てるための基金からの繰入れでございます。

款 5、繰越金。項 1、繰越金。1, 000 円は項目設定でございます。

款 6、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料。8 万 1, 000 円。当年度の決算見込みからの計上でございます。

項 2、雑入。1, 000 円につきましては、項目設定でございます。

歳入合計が 9, 975 万 9, 000 円で、前年度と比較いたしまして 1, 505 万 6, 000 円の増でございます。

次の 3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、経営管理費。項 1、総務費。本年度予算額が 4, 448 万 4, 000 円でございます。浅麓水道からの受水費、町債の償還元利金等でございます。

項 2、施設管理費。1, 304 万 6, 000 円。修繕費ですとか検針、水質検査等の委託料でございます。

款 2、建設改良費。項 1、建設改良事業費。2, 415 万 5, 000 円。入で先ほど申し上げましたとおり、今年度長坂受水槽の緊急警報遠方監視システムの設置工事を予定しているものでございます。

款 3、繰出金。項 1、他会計繰出金。1, 591 万 9, 000 円。小沼簡易水道特別会計への案分経費の部分でございます。

款 4、諸支出金。項 1、基金費。30 万円。基金の預金利息分は、積立義務がございまして、利息分の積立てでございます。

款 5、予備費。項 1、予備費。185 万 5, 000 円。歳入歳出の調整によるものでございます。

歳出合計が 9, 975 万 9, 000 円で、前年度と比較しまして 1, 505 万 6, 000 円の増となっております。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 3 3 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 3 3 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） それでは、議案書の 6 5 ページをお願いいたします。

議案第 3 1 号 平成 2 4 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 2 4 年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ 1 億 1, 6 9 5 万 6, 0 0 0 円と定める。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、次の 2 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款 1、分担金及び負担金。項 1、負担金。本年度予算額が 5 0 9 万 5, 0 0 0 円でございます。こちらは支障管の切り回し工事の負担金及び新規加入金等でございます。

款 2、使用料及び手数料。項 1、使用料。8, 9 7 9 万 8, 0 0 0 円。こちらも平成 2 2 年度の調定実績から、近年の節水傾向等を推計いたしました使用料でございます。

項 2、手数料。9 7 万円。こちらが閉開栓手数料並びに督促手数料等でございます。

款 3、財産収入。項 1、財産運用収入。5 9 万 3, 0 0 0 円。こちらは積立基金

の預金利子の部分でございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。1,784万7,000円。一般会計からの消火栓管理料分と、御代田簡水特別会計からの共通案分経費の繰入れでございます。

項2、基金繰入金。250万円。こちらは寺沢の配水池につきまして、遠方監視システムを設置することを予定しております。この事業費に対する繰入れで250万円でございます。

款5、繰越金。項1、繰越金。1,000円は項目設定でございます。

款6、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。15万1,000円でございます。

項2の雑入の1,000円は項目設定でございます。

歳入合計が1億1,695万6,000円で、前年比較で583万5,000円の増となっております。

次の3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、経営管理費。項1、総務費。6,384万7,000円。こちらは職員2名分の給料ですとか臨時職員2名の賃金、あと事務費、町債の償還金などがございます。

項2、施設管理費。2,320万4,000円。修繕費、検針や水質検査の委託料等でございます。

款2、建設改良費。項1、建設改良事業費。2,547万1,000円。先ほど入で申し上げましたとおり、寺沢配水池の遠方監視システムの設置工事を予定しております。

款3、繰出金。項1、他会計繰出金。196万8,000円。御代田簡水特別会計への案分経費の繰出しでございます。

款4、諸支出金。項1、基金費。60万円でございます。こちらにつきましても、基金預金利子の積立てでございます。

款5、予備費。項1、予備費。186万6,000円につきましては、歳入歳出の調整によるものでございます。

歳出合計が1億1,695万6,000円で、前年と比較しまして583万5,000円の増となっております。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 3 4 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度御代田町公共下水道事業

特別会計予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 3 4 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の 6 6 ページをお願いいたします。

議案第 3 2 号 平成 2 4 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 4 年度御代田町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ 6 億 4, 4 5 8 万 9, 0 0 0 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表 歳入歳出予算による。

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表 地方債による。

次のページをお願いいたします。第 1 表 歳入歳出予算の歳入でございます。

款 1、分担金及び負担金。項 1、負担金。本年度予算額が 2, 0 4 2 万円でございます。

います。受益者負担金及び特環の分担金でございます。

款 2、使用料及び手数料。項 1、使用料。2 億 6, 1 5 2 万円。平成 2 2 年度の調定実績額から推計しております。日平均流入量の実績が 1 日当たり 2, 8 9 6 立方というふうになっております。

項 2 の手数料。1 7 万 3, 0 0 0 円。こちらにつきましては、指定工事店等の申請手数料でございます。

款 3、国庫支出金。項 1、国庫補助金。3 4 0 万円。御代田浄化管理センターの長寿命化計画策定業務を予定しております、2 分の 1 の国庫補助金でございます。

款 4、繰入金。項 1、他会計繰入金。一般会計より 2 億 3, 7 2 7 万 2, 0 0 0 円でございます。こちらの比較しまして、1, 2 9 0 万 7, 0 0 0 円ほど増加しておりますが、まちづくり交付金事業によります上小田井雪窓線、中学校の南側の道路でございますが、こちらの道路改良が来年度予定されておまして、その管渠の移設工事を一般会計の方から工事費分といたしまして 1, 7 0 5 万円ほど繰り入れていただく予定になっておりますので、その部分が前年と比較しまして増加している部分でございます。

款 5、繰越金。項 1、繰越金。1 0 0 万円でございます。

款 6、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料。本年度予算額が延滞金の増を見込みまして 8 0 万 1, 0 0 0 円となっております。

項 2、雑入につきましては、3, 0 0 0 円でございます。

款 7、町債。項 1、町債。1 億 2, 0 0 0 万円。資本費平準化債の増額でございます。

歳入合計といたしまして 6 億 4, 4 5 8 万 9, 0 0 0 円で、前年と比較いたしまして、2, 6 9 7 万 6, 0 0 0 円の増となっております。

次の 3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、土木費。項 1、都市計画費。1 億 9, 4 2 9 万 4, 0 0 0 円。こちらは前年と比較しまして 1, 6 5 8 万 6, 0 0 0 円と増えておりますが、入で説明申し上げましたとおり、上小田井雪窓線の管渠の移設工事 1, 7 0 5 万円が増と見込んでいる部分が増えている部分の主な要因でございます。

款 2 の公債費。項 1、公債費。4 億 4, 8 2 9 万 5, 0 0 0 円。町債の元利償還金でございます。

款3、予備費。項1、予備費。歳入歳出の調整によりまして、200万円でございます。

歳出合計が6億4,458万9,000円で、前年と比較しまして2,697万6,000円の増でございます。

次の4ページでございます。第2表 地方債。

起債の目的 公共下水道事業。

限度額がこちらは平成23年度と同額で、1,900万円でございます。

次の資本費平準化債、こちらの限度額が1億100万円ということで、前年度と比較して、こちらの分が伸びている部分でございます。合計しまして1億2,000万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表に記載のとおりでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第35 議案第33号 平成24年度御代田町農業集落排水事業

特別会計予算案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第35 議案第33号 平成24年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の67ページをお願いいたします。

議案第33号 平成24年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の1ページをご覧ください。

平成24年度御代田町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ3,052万円と定める。款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、次の2ページでございます。歳入でございます。

款1、分担金及び負担金。項1、分担金。本年度予算額が、65万7,000円でございます。受益者の分担金、これは修繕費の7%ということになっております。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。947万2,000円。水洗化戸数、平成21年度から1戸増えまして、平成22年度の決算で154戸となっております。こちらを見込んだものでございます。

項2、手数料。督促の手数料、1,000円は項目設定でございます。

款3、繰入金。項1、他会計繰入金。2,038万7,000円。一般会計からの繰入金でございます。

款4、繰越金。項1、繰越金。1,000円は項目設定でございます。

款5、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料、並びに項2、雑入のそれぞれ1,000円につきましては、項目設定でございます。

歳入合計が3,052万円で、前年度と比較しまして87万8,000円の減となっております。

次の3ページでございます。歳出。

款1、農林水産業費。項1、農地費。1,268万7,000円。ポンプの交換、オーバーホール等の維持管理の委託料などがございます。

款2、公債費。項1、公債費。1,698万3,000円。町債の元利償還金でございます。

款3、予備費。項1、予備費。85万円につきましては、歳入歳出の調整でございます。

歳出合計が3,052万円でございます。前年度と比較いたしまして87万8,000円の減額でございます。

以上のおおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第36 議案第34号 平成24年度御代田町個別排水処理施設

整備事業特別会計予算案について――

○議長(内堀恵人君) 日程第36 議案第34号 平成24年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) それでは、議案書の68ページをお願いいたします。

議案第34号 平成24年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ1,239万6,000円と定める。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、次の2ページをご覧ください。

歳入でございます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。540万4,000円でございます。合併処理浄化槽の使用料でございます。来年度の稼働が97基、休止が10基となっております。

項2、手数料。1,000円につきましては項目設定でございます。

款2、繰入金。項1、他会計繰入金。698万9,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。1,000円。並びに、次の款4、諸収入。項1、

延滞金、加算金及び過料の1,000円につきましては、項目設定でございます。

歳入合計が1,239万6,000円で、前年と比較しまして10万6,000円の減となっております。

次の3ページでございます。歳出でございます。

款1、衛生費。項1、保健衛生費。本年度予算額が605万7,000円。修繕費、合併浄化槽の維持管理の委託料等でございます。

款2、公債費。項1、公債費。593万9,000円は、町債の元利償還金でございます。

款3、予備費。項1、予備費。40万円につきましては、歳入歳出の調整によるものでございます。

歳出合計が1,239万6,000円で、前年度と比較いたしまして10万6,000円の減となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第37 議案第35号 平成23年度御代田町一般会計補正予算案

について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第37 議案第35号 平成23年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の69ページをお願いいたします。

議案第35号 平成23年度御代田町一般会計補正予算案について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度御代田町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ5億9,290万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ77億2,857万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費による。

第3条 債務負担行為の変更は、第3表 債務負担行為補正による。

第4条 地方債の追加及び変更は、第4表 地方債補正による。

2ページから6ページの款項の区分ごとの金額の説明については、資料番号2、3をお出しいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、今議会に上程させていただきました基金条例の改廃を踏まえました基金の繰入れと積立て、年度末を控えまして、事業費等が確定してきたことによる増減をお願いするものです。

まず歳入でございます。

款1、町税。項1、町民税でございますが、既定額に2,890万円の増額をお願いするもので、個人で1,450万円、法人で1,440万円の増額見込みであります。

項4、町たばこ税でございますが、補正額1,000万円ということで、ここに来て収収が伸びてきてございます。

款12、分担金及び負担金。項1、負担金でございますが、既定額に655万5,000円の増額をお願いするもので、主に保育料負担金であります。

款13、使用料及び手数料。項1、使用料でございますが、既定額に287万4,000円をお願いするもので、墓地の永代使用料4基分でございます。

それから14、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額から1,875万円を減額するもので、子ども手当負担金1,614万円の減が主な要因でございます。

項2、国庫補助金でございますが、既定額に1億1,055万6,000円を増

額するということで、まちづくり交付金が1億1,058万円の増というような状況でございます。

この事業、事業費自体は減ってございますけれども、5年間で充当率が40%未満ということで調整をされますので、他の町村で受け入れていない交付金が、御代田町で引き受けてくれということで、前倒しして交付金をお受けするものであります。

款15、県支出金。項1、県負担金。既定額から1,082万4,000円を減額するもので、これは国保の安定基盤負担金であります。

それから項2、県補助金。既定額から486万1,000円を減するもので、妊婦乳幼児健診補助金が200万円余減ることによるものです。

あとは森林整備地域活動支援交付金が150万円の減、農山漁村プロジェクト交付金が150万円余の減であります。

それから款18、繰入金。項1、基金繰入金でございますが、既定額に5億5,338万円を増額するもので、中学校で5億950万円。総合文化会館基金で4,388万円というものであります。

2ページをお願いいたします。款21、項1、町債。既定額から8,710万円を減するもので、まちづくり交付金事業債は2億3,240万円の減、それから緊急防災減災事業債で1億4,520万円の増というようなことで、こちらにつきましては、先の全協でも説明した事業への充当のために、新たに借入を起こすという状況のものでございまして、歳入合計、既定額に5億9,290万9,000円を増額し、77億2,857万4,000円とするものでございます。

次の3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、項1、議会費。既定額に13万2,000円を増額するものでございまして、一般職人件費の関係で、13万2,000円でございます。この歳出に、今回の歳出における人件費の増につきましては、共済組合負担金の率の増によるものでございます。

款2、総務費。項1、総務管理費。既定額に7億8,184万9,000円を増額するもので、役場庁舎整備基金の積立てに6億円、財政調整基金積立金に1億9,950万円というようなものでございます。

徴税费、それから戸籍住民台帳費は、先ほど申し上げました一般職の人事経費で

す。

項 4、選挙費。既定額から 87 万 8,000 円を減ずるもので、農業委員会選挙が行われなかったことによるものであります。

款 3、民生費。項 1、社会福祉費。既定額から 1,482 万 8,000 円を減額するもので、国保の基盤制度繰出金が 1,799 万円の減が主要因です。

項 2、児童福祉費。既定額から 2,927 万 4,000 円を減ずるもので、保育料委託金が 810 万円の減、子ども手当につきましては、1,614 万円の減でございます。

款 4、衛生費。項 2、清掃費でございますが、既定額から 715 万 9,000 円を減ずるものでございます。一般廃棄物の収集運搬委託料で 253 万 5,000 円の減、それから浅麓共同事業負担金の 209 万 8,000 円の減などが要因であります。

款 6、農林水産業費。項 3、農地費。既定額から 1,956 万 2,000 円を減ずるものでございまして、まちづくり交付金事業の 1,530 万円の減少が主要因であります。

次の 4 ページをお願いいたします。

款 8、土木費。項 2、道路橋梁費。既定額に 5,322 万円を増額するものでございまして、まちづくり交付金事業では 9,000 万円の減でございますが、町道改良舗装工事として 1 億 4,319 万 9,000 円、これは緊急防災減災事業債の関連の事業計上であります。

それから項 4、都市計画費。既定額から 370 万 6,000 円を減ずるもので、公共下水道繰出金が 381 万 1,000 円の減が要因であります。 款 10、教育費。項 1、教育総務費。既定額に 1 億 6,335 万 6,000 円を増額するものでございまして、教育施設整備基金積立金に 2 億円、中学校建設工事費で 3,500 万円の減、特別職人件費で 100 万円の減というような内容でございます。

それから項 3、中学校費。既定額から 785 万 9,000 円を減ずるものでございまして、初めて 1 年間を経過してきた状況の中で、大きな減になっています水道料ですとか、下水道、それから施設の保守点検委託料等が減額となったものであります。

款 14、項 1、予備費。既定額から 3 億 278 万円を減ずる状況で、歳出合計を

合わせてきております。

歳出合計、既定額に5億9,290万9,000円を増額いたしまして、総額77億2,857万4,000円とするものでございます。

申しわけありません、再度、予算書の7ページにお戻りいただきたいと思えます。第2表 繰越明許費でございます。

款3、民生費。項1、社会福祉費。地域介護福祉空間整備等施設整備交付金事業、金額として7,358万2,000円。これは小田井区の世代間交流センターの建設です。

それから款4、衛生費。項1、保健衛生費。予防接種事業費でございまして、127万6,000円の繰越でございますが、子宮頸がんワクチン接種の関係でございます。

款8、土木費。項2、道路橋梁費。まちづくり交付金事業、道路改良の関係で1億4,520万円、これは栄橋ややまゆり公園整備です。

それから地方道路整備事業で1,646万4,000円。これは小田井追分線の山ノ神、それから道路新設改良事業でございますが、1億4,319万9,000円。これは緊急防災減災事業債の関係でございます。

項4、都市計画費。公園再整備工事でございますまして、こちらは2,194万3,000円。雪窓公園の改修でございます。

款9、消防費。項1、消防費。防災用倉庫ということで、220万円。

それから款10、教育費。項5、保健体育費。B&G海洋センター耐震診断業務の委託でございまして、こちらは252万円の繰越であります。

次の8ページをお願いいたします。第3表 債務負担行為補正でございます。

変更しますのは、しなの鉄道栄橋架け替え工事の業務委託でございまして、期間は24年から25年で変更はございません。限度額が4億5,000万円に3億円を加えまして、7億5,000万円とするものでございます。

次の9ページをお願いいたします。第4表 地方債補正でございます。

追加となりますのは、緊急防災減災事業、単独分でございまして、1億4,520万円でございます。起債の方法は証書借入又は証券発行。利率は年4%以内。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとするという状況でございます。

それから、変更になりますのは、社会資本整備総合交付金事業が3,220万円だったものが3,230万円に、それからまちづくり交付金事業でございますが、7億3,620万円だったものを5億380万円に減ずるという状況でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、追加の折りに申しました内容と同じでございます。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第38 議案第36号 平成23年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第38 議案第36号 平成23年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは議案書の70ページをお願いいたします。

議案第36号 平成23年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、ご説明いたします。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を、別冊のとおり提出する。

ということでございまして、予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ1,382万9,000

円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ16億2,111万7,000円とするものでございます。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

ということで、2ページをお願いいたします。歳入。

款1、国民健康保険税。これにつきましては、課税所得の増等に伴いまして、3億6,068万2,000円ということで、2,303万1,000円の増額補正でございます。

それから款3、国庫支出金。項2、国庫補助金。特別調整交付金の増額補正でございます。レセプトシステムの改修費ということで、24万8,000円増額となっております。

合計で8,659万7,000円となっております。

款7、共同事業交付金でございます。拠出金額の確定に伴いまして、88万2,000円の増額補正でございます。合計で1億6,587万円ということになっております。

款9、繰入金でございます。項1、他会計繰入金。保険料軽減額の減少に伴いまして、1,799万円の減額補正、合計で7,102万8,000円の予算となっております。

項2、基金繰入金でございますが、2,000万円取り崩しを解消しております。

歳入合計でございますが、補正額1,382万9,000円減じまして、16億2,111万7,000円ということになっております。

3ページをお願いいたします。

款1、総務費。項1、総務管理費。国保総合システムレセプト改修のため、補正額24万8,000円で、合計470万7,000円という状況になっております。

款2、保険給付費でございますが、項1の療養諸費。財源変更でございます。

款7、共同事業拠出金。こちらも拠出金額確定に伴いまして88万2,000円の増額。合計、1億6,587万円という状況でございます。

款8、保健事業費でございますが、人件費、共済比率の変更に伴いまして、5万5,000円の増額補正でございます。

款11の予備費につきましては、1,501万4,000円減じまして、合計

5, 878万9, 000円となっております。

歳出合計、1, 382万9, 000円減じまして、16億2, 111万7, 000円という状況でございます。

説明は以上でございます。ご審議のうえ、お認めいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後2時55分）

（休 憩）

（午後3時09分）

○議長（内堀恵人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第39 議案第37号 平成23年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第39 議案第37号 平成23年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書の71ページをお願いいたします。

議案第37号 平成23年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、ご説明いたします。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ4,074万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9億112万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

2 ページをお願いいたします。歳入。

款1、保険料。項1、介護保険料。被保険者数の増加に伴いまして、211万4,000円、合計で1億6,443万8,000円の計上でございます。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金。給付費の減少に伴いまして、1,401万1,000円の減額、合計1億4,015万1,000円でございます。

項2、国庫補助金。介護報酬改正等に伴うシステム改修で、国庫補助金が付きまして、277万2,000円の増額補正でございます。

款5、支払基金交付金。こちらも給付費の減少で、2,200万9,000円の減額でございます。

それから款6、県支出金。こちらもやはり給付費の減少に伴いまして716万4,000円の減額補正でございます。

款8、繰入金。システム改修費、国庫補助金ということになったということで、一般会計の繰入金が減じまして、245万1,000円。合計で1億3,473万円の他会計繰入金ということになっております。

歳入合計、4,074万9,000円の減額補正でございまして、予算現額が9億112万1,000円という状況になっております。

3 ページをお願いいたします。歳出。

款1、総務費。システム改修費の確定に伴う増額補正で20万円。

それから款2、保険給付費。給付費の減少に伴いまして、3,934万3,000円の減額補正でございます。合計で8億2,897万8,000円の保険給付費という予算額になっております。

款3、地域支援事業費でございますが、項2、包括支援事業任意事業費。共済費の調整がございまして、12万1,000円の増額補正でございます。

款 5、諸支出金。国庫負担額確定に伴いまして、8万4,000円の増額補正で
ございます。

款 7、予備費でございますが、調整額として181万1,000円ということで、
現在の予算額が1,005万2,000円という状況になっております。

歳出合計、4,074万9,000円減じまして、9億1,121万円という状
況でございます。

説明は以上でございます。ご審議のうえ、お認めいただきますようお願いを申し
上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 40 議案第 38 号 平成 23 年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 40 議案第 38 号 平成 23 年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の 72 ページをお願いいたします。

議案第 38 号 平成 23 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案につい
て、補正予算（第 3 号）を、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 23 年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、
次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ 9 3 7 万 6, 0 0 0 円
を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 8, 4 2 7 万円とする。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、次の２ページをお願いいたします。

歳入。

款１、分担金及び負担金。項１、負担金。既定額から２７７万２，０００円の減額をお願いいたします。支障管移設工事の負担金の減並びに新規加入金の減が主な理由となっております。

款２、使用料及び手数料。項１、使用料。既定額から２５４万円の減額をお願いいたします。節水傾向により、使用料の減となっております、前年同期比で９８．５％となっております。

款３、財産収入。項１、財産運用収入。既定額から６万４，０００円の減額をお願いいたします。基金積立金の利息の減によるものでございます。

款４、繰入金。項２、基金繰入金。既定額４００万円の皆減でございます。

予備費の調整等により、基金からの繰入れの必要がなくなったものでございます。歳入合計が既定額から９３７万６，０００円の減額をお願いいたしまして、８，４２７万円となるものでございます。

次の３ページをお願いいたします。歳出。

款１、経営管理費。項１、総務費。既定額から１４５万円の減額をお願いいたします。浅麓水道受水費の超過水量が今年度無かったことと、あと消費税納税額の減額が主な理由でございます。

項２、施設管理費につきましては財源変更で、補正は０でございます。

款２、建設改良費。項１、建設改良事業費。既定額から１００万円の減額をお願いいたします。道路改良工事等による布設替工事がなかったためでございます。

款３、繰出金。項１、他会計繰出金。既定額から１９６万１，０００円の減額をお願いいたします。主に人件費でございますが、小沼簡水特別会計への案分経費の減額によるものでございます。

款４、諸支出金。項１、基金費。補正額は０でございますが、財源変更でございます。

款５、予備費。項１、予備費。既定額から４９６万５，０００円の減額をお願いいたします。

歳出合計につきましては、既定額から９３７万６，０００円を減額をお願いいた

しまして、8,427万円となるものでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第41 議案第39号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第41 議案第39号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の73ページをお願いいたします。

議案第39号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、補正予算（第4号）を、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ914万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1億1,800万5,000円とする。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、次の2ページをご覧ください。

歳入でございます。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。既定額に262万4,000円の増額をお願いいたします。こちらにつきましては、アパートが主でございますが、新規

加入金の増額によるものでございます。

款 2、使用料及び手数料。項 1、使用料。既定額から 3 1 1 万 2, 0 0 0 円の減額をお願いいたします。こちらも節水傾向等により使用料の減でございます。前年同期比で 9 5. 1 % となっております。

款 4、繰入金。項 1、他会計繰入金。既定額から 1 9 6 万 1, 0 0 0 円の減額をお願いいたします。主に人件費でございます。先ほども申し上げましたとおり、6 月 3 0 日に 1 人退職して、9 月 1 日に 1 人採用という状況でございました。御代田簡水特会から案分分の減でございます。

項 2、基金繰入金。既定額から 6 7 0 万円の皆減をお願いいたします。

歳入合計で、既定額から 9 1 4 万 9, 0 0 0 円の減額をお願いいたしまして、1 億 1, 8 0 0 万 5, 0 0 0 円となるものでございます。

次の 3 ページでございます。歳出。

款 1、経営管理費。項 1、総務費。既定額から 4 2 2 万 3, 0 0 0 円の減額をお願いいたします。主に入札差金、消費税や、先ほど申し上げました人件費の減によるものでございます。

項 2、施設管理費。既定額から 2 6 万円の減額をお願いいたします。

款 2、建設改良費。項 1、建設改良事業費。既定額から 2 0 0 万円の減額をお願いいたします。道路改良事業等による布設替え等の工事が無かったことによるものでございます。

款 5、予備費。項 1、予備費。既定額から 2 6 6 万 6, 0 0 0 円の減額をお願いいたします。基金に絡む繰入れをしないための調整減によるものでございます。

歳出合計が、既定額から 9 1 4 万 9, 0 0 0 円の減額をお願いいたしまして、1 億 1, 8 0 0 万 5, 0 0 0 円となるものでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第４２ 議案第４０号 平成２３年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第４２ 議案第４０号 平成２３年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の７４ページをお願いいたします。

議案第４０号 平成２３年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、補正予算（第４号）を、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の１ページをご覧ください。

平成２３年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第１条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ２，０４１万４，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ６億２，４８３万６，０００円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表 歳入歳出予算補正による。

第２条 地方債の変更は、第２表 地方債補正による。

次の２ページをご覧ください。第１表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入。

款１、分担金及び負担金。項１、負担金。既定額に４９０万円の増額をお願いいたします。こちらにつきましては、農地転用などによる徴収猶予の取消しによる増が主な理由でございます。

款２、使用料及び手数料。項１、使用料。既定額から９３万３，０００円の減額をお願いいたします。節水傾向等による見込み減によるものでございます。

項２、手数料。既定額から２２万円の減額をお願いいたします。指定工事店申請手数料の減等による理由でございます。

款４、繰入金。項１、他会計繰入金。既定額から２，０８６万１，０００円の減

額をお願いいたします。こちらにつきましては、一般会計からの上小田井雪窓線道路改良事業の切り回しでございますが、平成23年度を予定しておりましたが、用地交渉等の絡みで平成24年度の実施となりましたので、その分の1,700万円の減等が主な理由でございます。

款7、町債。項1、町債。既定額から330万円の減額をお願いいたします。こちらにつきましては、公共樹設置工事等の減によるものでございます。

歳入合計が、既定額から2,041万4,000円の減額をお願いいたしまして、6億2,483万6,000円となるものでございます。

次の3ページをお願いいたします。歳出。

款1、土木費。項1、都市計画費。既定額から2,034万4,000円の減額をお願いいたします。入で申し上げましたとおり、上小田井雪窓線の切り回し工事が平成24年度事業となったことによるものと、公共樹設置工事等の減によるものでございます。

款2、公債費。項1、公債費。補正額は0で、財源変更によるものでございます。

款3、予備費。項1、予備費。既定額から7万円の減額をお願いいたします。こちらは歳入歳出の調整によるものでございます。

歳出の合計といたしまして、既定額から2,041万4,000円の減額をお願いいたしまして、6億2,483万6,000円となるものでございます。

次の4ページでございます。第2表 地方債補正。

変更でございます。起債の目的、公共下水道事業債。補正前の金額が1,900万円の限度額でございましたものを、330万円の減額をお願いいたしまして、1,570万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第４３ 平成２４年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の

報告について――

○議長（内堀恵人君） 日程第４３ 平成２４年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の７５ページをお願いいたします。

平成２４年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告について。

平成２４年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算を、平成２４年２月２２日御代田町土地開発公社理事会において決定し、提出されましたので、地方自治法第２４３条の３第２項により、別紙のとおり報告します。

内容についてご説明をいたします。

１枚おめくりをいただいたページ番号１をお願いいたします。

平成２４年度の御代田町土地開発公社の事業計画でございます。

事業の計画としては、用地売却計画といたしまして代替用地借宿小諸線４０７．７９平米を売却するというところで、売却予定価格は２，００８万３，６３０円という計画でございます。場所につきましては、ハートピアの道路の南側、やまいしさんの精米所が設置されている隣の用地でございます。簿価が１，９６８万９，８３４円、これに２％の手数料を上乗せして売却予定価格としてございます。

次の２ページをお願いいたします。

２４年度土地開発公社の予算でございます。

第１条 平成２４年度御代田町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

第２条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入でございますが、第１款、事業収益が２，００８万４，０００円。第１項、公有地取得事業収益で２，００８万３，０００円。

第４項、附帯等事業収益で１，０００円。

第２款、事業外収益。１，０００円。第１項、受取利息１，０００円でございます。

収入合計で2,008万5,000円となります。

支出でございます。

第1款、事業原価。1,967万7,000円でございます。

第2款、販売費及び一般管理費でございます。20万3,000円でございます。

第3款、事業外費用。第1項、支払利息でございますが、1万4,000円。

支出合計といたしまして、1,989万4,000円で、収益的収入支出差引額で19万1,000円でございます。

資本的収入及び支出でございます。

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入金額はございません。

支出といたしまして、資本的支出1,530万円でございます。公社債償還金及び長期借入金償還金で1,530万円でございます。支出合計が1,530万円という計画でございます。

次の4ページから15ページまでの内容の詳細や損益計算書、貸借対照表等については、後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成24年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告を終わります。

――日程第44 平成23年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び

第1回補正予算の報告について――

○議長（内堀恵人君） 日程第44 平成23年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) 議案書の76ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算の報告について。

平成23年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算を、平成24年2月22日御代田町土地開発公社理事会において決定し、提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項により、別紙のとおり報告します。

内容についてご説明いたします。

1枚おめくりいただいた1ページをお願いいたします。

23年度の変更事業計画でございますが、当初計画の代替用地坪谷地1の用地売却計画を削除いたしまして、新たに用地売却計画といたしまして、旧鉄道用地150.38平米を、予定金額193万6,755円で売却する計画を追加するものです。この用地は、県道馬瀬口停車場線の改良に伴い、売却するもので、場所は旭町信号から八ヶ倉方面へ進んで、御影用水との交差部の南側でございます。

次の2ページをお願いいたします。第1回補正予算でございます。

第1条 平成23年度御代田町土地開発公社の第1回補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入といたしまして、事業収益の既定額から1,896万円を減じて、193万8,000円に。項1、公有地取得事業収益といたしまして、既定額から8,196万1,000円を減じて、193万6,000円に。

第4項、附帯事業収益で、既定額に1,000円を加えて2,000円にするものであります。

第2款、事業外収益では、変更はございません。

収入合計で、既定額から8,196万円を減じて、193万9,000円とするものであります。

次に、支出でございます。

款1、事業原価。項1、公有地取得事業原価でございますが、既定額から7,164万4,000円を減じて、30万8,000円。

款 2、項 1、販売費及び一般管理費でございますが、既定額から 2 万 9, 0 0 0 円を減じて、1 7 万 4, 0 0 0 円に。

款 3、事業外収益。項 1、支払利息でございますが、既定額を皆減いたしまして、0 とするものであります。

支出合計といたしまして、既定額から 8, 1 9 7 万 4, 0 0 0 円を減じて、4 8 万 2, 0 0 0 円とするもので、収益的収入支出差引額は 1 4 5 万 7, 0 0 0 円であります。

次のページをお願いいたします。資本的収入及び支出についてでございますが、収入といたしましては、変更はございません。

支出といたしまして、基本的支出で第 7 項、公社債償還金及び長期借入金償還金で、既定額の 7, 0 0 0 万円を皆減するものでございます。

支出合計は、0 となります。

次の 4 ページから 1 5 ページまでの詳細、損益計算書、貸借対照表につきましては、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

説明は以上であります。

○議長（内堀恵人君） 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成 2 3 年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第 1 回補正予算の報告を終わります。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております、議案第 1 0 号から議案第 4 0 号までについては、会議規則第 3 9 条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

――日程第４５ 諮問第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める

ことについて――

○議長（内堀恵人君） 日程第４５ 諮問第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書の７７ページをお願いいたします。

諮問第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明いたします。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定によって議会の意見を求める。

住 所 御代田町大字草越１１７３番地１０８２

氏 名 柏木 八重子

生年月日 昭和２３年６月２３日生

ということで、町長が招集あいさつでご紹介いたしましたように、柏木氏に関しては、平成２４年６月３０日をもって任期満了となります。

議会にお諮りし、推薦するという規定になっておりますため、ご意見をお願いしたいと思います。

推薦理由でございます。

柏木氏におかれましては、防犯ボランティア女性部御代田支部員及び御代田小学校評議委員を務められ、青少年に対する理解が非常に深い方でございます。また、人権を尊重し、人権擁護委員として活動され、地域のためにもご尽力いただいている方でございます。

人権擁護委員としては現在第１期目でありまして、人格、識見も高く、女性に関する人権相談や活動にも積極的にかかわられており、適任者であるということで、推薦をさせていただきます。

ご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、諮問第1号を採決いたします。

本案は、適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任という意見を付することに決しました。

―――日程第46 請願第6号 消費税増税に反対する請願について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第46 請願第6号 消費税増税に反対する請願については、継続審査中でありますので、総務福祉文教常任委員会において審査願います。

―――日程第47 請願第8号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願
について―――

―――日程第48 請願第9号 30人規模学級の早期実現、教職員定数増を
求める意見書提出に関する請願について―――

―――日程第49 請願第10号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年
への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書
提出に関する請願について―――

―――日程第50 陳情第11号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情
について―――

―――日程第51 陳情第12号 最低制限価格の設定に関する陳情について―――

―――日程第52 陳情第13号 直轄事業の継続と適正な維持管理、
地元建設業への支援を求める陳情について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第47 請願第8号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求め
る請願について、日程第48 請願第9号 30人規模学級の早期実現、教職員定

数増を求める意見書提出に関する請願について、日程第49 請願第10号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願について、日程第50 陳情第11号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情について、日程第51 陳情第12号 最低制限価格の設定に関する陳情について、日程第52 陳情第13号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める陳情についてまでは、今定例会に提出され、受理いたしました。お手元に配付してあります請願・陳情付託表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託いたしますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時43分